

## ◇ 資 料 ◇

# 中華人民共和国民法典（１）

## 中国における「民法典」の誕生

周知のように、民法典は一国の経済秩序に甚大な影響を及ぼす極めて重要な法典である。1949年以降の共産党政権誕生後の中国において、改革開放政策実施前のみならず、改革開放政策実施後においても数回制定の試みが行われてきた。しかし、それらのいずれも実現することはなかった。

今回の民法典整備計画が策定された当時の状況を見ると、改革開放政策を実施して以来、経済体制は凄まじい変化を見せてきたが、同時に体制の変換に起因するさまざまな問題も社会のさらなる発展の阻害要因となっていた。これらの課題に対応するために、中央レベルでも一連の改革が行われてきたが、2014年10月に開催された中国共产党第18期中央委員会第4回全体会議の決議において、民法典の編纂が明確になった。すなわち、「市場法律制度の整備を強化し、民法典を編纂し、発展の企画、投資の管理、土地の管理、エネルギーと鉱産資源、農業、財政税收、金融などに関する法律法規を制定・完備し、商品と要素に関わる自由な流動、公平な取引および平等の使用を促進する」と明言した。この決議を受けて、全国人民代表大会常務委員会は、2015年3月に活動報告を公表し、民法典編纂作業を早急に研究し、スタートさせるとの説明がなされた。

この動きを受け、「民法総則」の制定作業が着々と進められ、2017年3月の全国人民代表大会において採択されるに至った。また、当時の民法典編纂の計画によれば、2020年に開催予定の全国人民代表大会において、その他の各編が採択される予定であった。その後、関連する法整備が円滑に進められ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により2ヶ月ほど遅れたものの、5月28日に、総則、物権、契約、人格権、婚姻家庭、相続、権利侵害責任（不法行為）という7編から成り立つ民法典（以下では本法という）は、第13期全国人民代表大会第3回会議において採択された。

本法の全貌を鳥瞰すると、次のような特徴を有していると考えられる。第1に、本法は7編構成を採用しているものの、概ねパンデクテンの枠組を維持していると言えよう。第2に、本法には一部斬新な内容も見られ、例えば、物権編での居住権

制度の新設や人格権編の単独化は、社会の変貌に応じた新しい試みでもあるが、多くの規定は現行法制の趣旨を踏襲したものである。第3に、中国における単行法整備の歴史を振り返ると、財産法に関する単行法は、改革開放制度が盛んになって以降または近時整備されたものがほとんどとなっており、現代社会に対応する内容をも多く含んでいる。これに対し、現行家族法に関する単行法は、旧ソビエト民法の影響を受けているのみならず、人々がめばしい財産を有しないという社会状況下で制定されたものである。そのため、婚姻意識の変化、少子高齢化社会の誕生、財産の高額化などの社会の変遷を踏まえた抜本的な改正が欠かせないが、本法ではこうした社会ニーズに十分に対応しているとは言えない。

米中間の貿易対立などが激化し、新型コロナウイルス感染症の拡大による世界経済への打撃が顕著化する中、中国を取り巻く経済環境は芳しくない状況下にある。内需拡大などの新政策へと舵をきることによって経済を活性化させることは、中国政府にとって喫緊の課題となる。精巧な民法典の制度設計は、経済の円滑化ひいては社会全体の繁栄に資する効果を持つため、中国共産党執政下の初の民法典は、経済促進に奏功するか否かが注目すべきポイントの一つになろう。また、すでに巨大な経済規模を誇る中国は、日本経済に及ぼす影響も度外視することができないため、中国民法典の詳細を把握する必要性が生じる。そこで、小田美佐子氏と共に誕生した民法典を翻訳し、2回連載の形で日本の学界、経済界にその全貌を呈することにした。

静岡大学未来社会デザイン機構  
サステナビリティセンター法実務部門教授

朱 曄

# 中華人民共和國民法典

(2020年5月28日第13期全國人民代表大會第3回會議採択)

小田美佐子\* (共訳)  
朱 曄\*\*

| 目次                           | 限付民事法律行為 (158条～160条)               |
|------------------------------|------------------------------------|
| 第1編 総則                       | 第7章 代理                             |
| 第1章 基本規定 (1条～12条)            | 第1節 一般規定 (161条～164条)               |
| 第2章 自然人                      | 第2節 委任代理 (165条～172条)               |
| 第1節 民事權利能力及民事行為能力 (13条～25条)  | 第3節 代理 (權) の消滅 (173条～175条)         |
| 第2節 後見 (26条～39条)             | 第8章 民事責任 (176条～187条)               |
| 第3節 失踪宣告及び死亡宣告 (40条～53条)     | 第9章 訴訟時効 (188条～199条)               |
| 第4節 個人商工業者と農村請負經營者 (54条～56条) | 第10章 期間の計算 (200条～204条)             |
| 第3章 法人                       | 第2編 物權                             |
| 第1節 一般規定 (57条～75条)           | 第1分編 通則                            |
| 第2節 營利法人 (76条～86条)           | 第1章 基本原則 (205条～208条)               |
| 第3節 非營利法人 (87条～95条)          | 第2章 物權の設定・変更・移転及び消滅                |
| 第4節 特別法人 (96条～101条)          | 第1節 不動産登記 (209条～223条)              |
| 第4章 非法人組織 (102条～108条)        | 第2節 動産の引渡し (224条～228条)             |
| 第5章 民事權利 (109条～132条)         | 第3節 その他の規定 (229条～232条)             |
| 第6章 民事法律行為                   | 第3章 物權の保護 (233条～239条)              |
| 第1節 一般規定 (133条～136条)         | 第2分編 所有權                           |
| 第2節 意思表示 (137条～142条)         | 第4章 一般規定 (240条～245条)               |
| 第3節 民事法律行為の効力 (143条～157条)    | 第5章 国家所有權及び集團所有權・私人所有權 (246条～270条) |
| 第4節 条件付民事法律行為及び期             |                                    |

\* おだ・みさこ 立命館大学法学部准教授

\*\* シュ・ヨウ 静岡大学未来社会デザイン機構サステナビリティセンター法実務部門教授

|      |                              |      |                                           |
|------|------------------------------|------|-------------------------------------------|
| 第6章  | 区分所有者の建物区分所有権<br>(271条～287条) | 第2分編 | 典型契約                                      |
| 第7章  | 相隣関係 (288条～296条)             | 第9章  | 売買契約 (595条～647条)                          |
| 第8章  | 共有 (297条～310条)               | 第10章 | 電力・水・ガス・熱供給使用<br>契約 (648条～656条)           |
| 第9章  | 所有権取得の特別規定 (311<br>条～322条)   | 第11章 | 贈与契約 (657条～666条)                          |
| 第3分編 | 用益物権                         | 第12章 | 金銭貸借契約 (667条～680条)                        |
| 第10章 | 一般規定 (323条～329条)             | 第13章 | 保証契約                                      |
| 第11章 | 土地請負経営権 (330条～343条)          | 第1節  | 一般規定 (681条～690条)                          |
| 第12章 | 建設用地使用権 (344条～361条)          | 第2節  | 保証責任 (691条～702条)                          |
| 第13章 | 宅地使用権 (362条～365条)            | 第14章 | 賃貸借契約 (703条～734条)                         |
| 第14章 | 居住権 (366条～371条)              | 第15章 | ファイナンスリース契約<br>(735条～760条)                |
| 第15章 | 地役権 (372条～385条)              | 第16章 | ファクタリング契約 (761条<br>～769条)                 |
| 第4分編 | 担保物権                         | 第17章 | 請負契約 (770条～787条)                          |
| 第16章 | 一般規定 (386条～393条)             | 第18章 | 建設工事契約 (788条～808条)                        |
| 第17章 | 抵当権                          | 第19章 | 運送契約                                      |
| 第1節  | 一般抵当権 (394条～419条)            | 第1節  | 一般規定 (809条～813条)                          |
| 第2節  | 根抵当権 (420条～424条)             | 第2節  | 旅客運送契約 (814条～824条)                        |
| 第18章 | 質権                           | 第3節  | 貨物運送契約 (825条～837条)                        |
| 第1節  | 動産質権 (425条～439条)             | 第4節  | 複合運送契約 (838条～842条)                        |
| 第2節  | 権利質 (440条～446条)              | 第20章 | 技術契約                                      |
| 第19章 | 留置権 (447条～457条)              | 第1節  | 一般規定 (843条～850条)                          |
| 第5分編 | 占有                           | 第2節  | 技術開発契約 (851条～861条)                        |
| 第20章 | 占有 (458条～462条)               | 第3節  | 技術譲渡契約及び技術ライ<br>センス契約 (862条～877条)         |
| 第3編  | 契約                           | 第4節  | 技術コンサルティング契約<br>及び技術サービス契約<br>(878条～887条) |
| 第1分編 | 通則                           | 第21章 | 寄託契約 (888条～903条)                          |
| 第1章  | 一般規定 (463条～468条)             | 第22章 | 倉庫保管契約 (904条～918条)                        |
| 第2章  | 契約の締結 (469条～501条)            | 第23章 | 委任契約 (919条～936条)                          |
| 第3章  | 契約の効力 (502条～508条)            | 第24章 | 不動産管理サービス契約<br>(937条～950条)                |
| 第4章  | 契約の履行 (509条～534条)            | 第25章 | 取次契約 (951条～960条)                          |
| 第5章  | 契約の保全 (535条～542条)            | 第26章 | 仲介契約 (961条～966条)                          |
| 第6章  | 契約の変更及び譲渡 (543条<br>～556条)    | 第27章 | 組合契約 (967条～978条)                          |
| 第7章  | 契約上の権利義務の消滅<br>(557条～576条)   | 第3分編 | 準契約                                       |
| 第8章  | 違約責任 (577条～594条)<br>(以上, 本号) |      |                                           |

|                                      |                                |
|--------------------------------------|--------------------------------|
| 第28章 事務管理 (979条～984条)                | 第7編 権利侵害責任 (不法行為)              |
| 第29章 不当利得 (985条～988条)                | 第1章 一般規定 (1164条～1178条)         |
| 第4編 人格権                              | 第2章 損害賠償 (1179条～1187条)         |
| 第1章 一般規定 (989条～1001条)                | 第3章 責任主体の特別規定 (1188条～1201条)    |
| 第2章 生命権・身体権及び健康権 (1002条～1011条)       | 第4章 製造物責任 (1202条～1207条)        |
| 第3章 氏名権と名称権 (1012条～1017条)            | 第5章 自動車交通事故責任 (1208条～1217条)    |
| 第4章 肖像権 (1018条～1023条)                | 第6章 医療損害責任 (1218条～1228条)       |
| 第5章 名誉権と栄誉権 (1024条～1031条)            | 第7章 環境汚染及び生態破壊責任 (1229条～1235条) |
| 第6章 プライバシー権と個人情報保護 (1032条～1039条)     | 第8章 高度危険責任 (1236条～1244条)       |
| 第5編 婚姻家庭                             | 第9章 動物飼育損害責任 (1245条～1251条)     |
| 第1章 一般規定 (1040条～1045条)               | 第10章 建築物及び物件損害責任 (1252条～1258条) |
| 第2章 婚姻 (1046条～1054条)                 | 附則 (1259条～1260条)               |
| 第3章 家庭関係                             |                                |
| 第1節 夫婦関係 (1055条～1066条)               |                                |
| 第2節 父母・子の関係及びその他の近親族関係 (1067条～1075条) |                                |
| 第4章 離婚 (1076条～1092条)                 |                                |
| 第5章 養子縁組                             |                                |
| 第1節 養子縁組の成立 (1093条～1110条)            |                                |
| 第2節 養子縁組の効力 (1111条～1113条)            |                                |
| 第3節 養子縁組の解消 (1114条～1118条)            |                                |
| 第6編 相続                               |                                |
| 第1章 一般規定 (1119条～1125条)               |                                |
| 第2章 法定相続 (1126条～1132条)               |                                |
| 第3章 遺言相続と遺贈 (1133条～1144条)            |                                |
| 第4章 遺産の処理 (1145条～1163条)              |                                |

## 第1編 総則

### 第1章 基本規定

#### 第1条（立法の目的）

民事主体の合法的な権利利益の保護，民事関係の調整，社会と経済の秩序の維持，中国の特色のある社会主義の発展への適応，社会主義核心的価値観の発揚のために，憲法に基づき本法を制定する。

#### 第2条（調整範囲）

民法は，平等な主体である自然人，法人及び非法人組織間の人身関係と財産関係を調整する。

#### 第3条（合法的権利利益の保護）

民事主体の人身，財産及びその他の合法的な権利利益は，法的保護を受け，いかなる組織又は個人も犯してはならない。

#### 第4条（平等原則）

民事主体が民事活動を行う際の法的地位は，一律に平等である。

#### 第5条（意思自由の原則）

民事主体が民事活動に従事するとき，意思自由の原則に従い，自己の意思により民事法律関係を成立・変更・終了しなければならない。

#### 第6条（公平原則）

民事主体が民事活動に従事するとき，公平原則に従い，それぞれの権利及び義務を合理的に確定しなければならない。

#### 第7条（信義誠実の原則）

民事主体が民事活動に従事するとき，信義誠実の原則に従い，誠実を維持し，約束を守らなければならない。

#### 第8条（法律・公序良俗遵守の原則）

民事主体が民事活動に従事するとき，法律に違反してはならない。公序良俗に反してはならない。

#### 第9条（資源環境配慮の原則）

民事主体が民事活動に従事するとき，資源の節約・生態環境の保護に寄与しなければならない。

#### 第10条（紛争解決の根拠）

民事紛争を処理するとき，法律に従わなければならない。法律に規定がない場合は，慣習を適用することができる。但し，公序良俗に反してはならない。

#### 第11条（特別法優先の原則）

民事関係について，その他の法律に特別な規定がある場合は，その規定に従う。

#### 第12条（民法の適用範囲）

中華人民共和国の領域内における民事活動は，中華人民共和国の法律を適用する。法律に別段の定めがある場合は，その規定に従う。

### 第2章 自然人

#### 第1節 民事権利能力及び民事行為能力

##### 第13条（自然人の民事権利能力）

自然人は，出生時から死亡時まで，民事権利能力を有し，法に従い民事権利を有し，民事義務を負うものとする。

##### 第14条（自然人の民事権利能力の平等）

自然人の民事権利能力は，一律に平等である。

##### 第15条（自然人の出生・死亡時間の判断基準）

自然人の出生及び死亡の時間は，出生証明・死亡証明の記載時間を基準とする。出生証明・死亡証明がないときは，戸籍登記又はその他の有効な身分登記の記載時間を基準とする。その他の証拠により上記の記載時間を十分に覆すことができるときは，当該証拠が証明する時間を基準とする。

##### 第16条（胎児の利益の保護）

遺産相続・贈与の受領等胎児の利益保護に関わるときは，胎児は民事権利能力を有

するものとみなす。但し、胎児が娩出時死体であるときは、その民事権利能力が初めから存在しないものとする。

#### 第17条 (成人の年齢)

18歳以上の自然人は成年者とする。18歳未満の自然人は未成年者とする。

#### 第18条 (完全民事行為能力者)

成年者は完全民事行為能力者とし、民事法律行為を単独で行うことができる。

16歳以上の未成年者が自己の労働収入を生活の主たる収入源とするときは、完全民事行為能力者とみなす。

#### 第19条 (制限民事行為能力の未成年者)

8歳以上の未成年者は、制限民事行為能力者とし、民事法律行為を行うときは、その法定代理人が代理するか、又はその法定代理人の同意・追認を得る。但し、純粋に利益を獲得する民事法律行為又はその年齢・智力に相応する民事法律行為を単独で行うことができる。

#### 第20条 (民事行為無能力の未成年者)

8歳未満の未成年者は、民事行為無能力者とし、その法定代理人が民事法律行為を代理して行う。

#### 第21条 (民事行為無能力の成人)

自己の行為を弁識することができない成年者は、民事行為無能力者とし、その法定代理人が民事法律行為を代理して行う。

8歳以上の未成年者が自己の行為を弁識することができないときは、前項の規定を適用する。

#### 第22条 (制限民事行為能力の成人)

自己の行為を完全には弁識することができない成年者は、制限民事行為能力者とし、民事法律行為を行うときは、その法定代理人が代理するか、又はその法定代理人の同意・追認を得る。但し、純粋に利益を獲得する民事法律行為又はその智力・精神

健康状態に相応する民事法律行為を単独で行うことができる。

#### 第23条 (後見人)

民事行為無能力者・制限民事行為能力者の後見人は、その法定代理人とする。

#### 第24条 (民事行為無能力者等の認定及び回復)

自己の行為を弁識することができず、又は完全には弁識することができない成年者について、その利害関係者又は関連組織は、当該成年者が民事行為無能力者又は制限民事行為能力者であることの認定を、人民法院に対して申請することができる。

人民法院により民事行為無能力者又は制限民事行為能力者であると認定されたときは、本人・利害関係者又は関連組織の申請を経て、人民法院は、その智力・精神健康状態の回復に応じて、当該成年者が制限民事行為能力者又は完全民事行為能力者に回復したことを認定することができる。

本条が規定する関連組織には、居民委員会、村民委員会、学校、医療機関、婦女連合会、障害者連合会、法により設立した高齢者組織、民政部門等が含まれる。

#### 第25条 (自然人の住所)

自然人は、戸籍登記又はその他の有効な身分登記に記載される居所を住所とする。常居所と住所が一致しない場合は、常居所を住所とみなす。

## 第2節 後見

#### 第26条 (父母と子の間の法的義務)

父母は未成年の子に対して、撫養・教育及び保護の義務を負う。

成年した子は父母に対して、扶養・扶助及び保護の義務を負う。

#### 第27条 (未成年者の後見人の順位)

父母は、未成年者の後見人である。

未成年者の父母が死亡し、又は後見能力

を有しないときは、次に掲げる後見能力を有する者が順次後見人となる。

- （１）父方の祖父母，母方の祖父母
- （２）兄，姉
- （３）後見人を担当する意思のあるその他の個人又は組織。但し，未成年者の住所地の居民委員会，村民委員会又は民政部門の同意を得なければならない。

#### 第28条（成人の後見人の順位）

民事行為無能力者又は制限民事行為能力者である成年者については、次に掲げる後見能力を有する者が順次後見人となる。

- （１）配偶者
- （２）父母，子
- （３）その他の近親者
- （４）後見人を担当する意思のあるその他の個人又は組織。但し，被後見人の住所地の居民委員会，村民委員会又は民政部門の同意を得なければならない。

#### 第29条（遺言による後見人の指定）

被後見人の父母が後見人を担当するときは、遺言により後見人を指定することができる。

#### 第30条（協議による後見人の確定）

法が認めた後見資格を有する者は、協議により後見人を確定することができる。協議により後見人を確定するときは、被後見人の真実の意思を尊重しなければならない。

#### 第31条（後見人確定紛争の解決基準）

後見人の確定について争いがあるときは、被後見人の住所地の居民委員会，村民委員会又は民政部門により後見人を指定する。当事者が指定に不服があるときは、人民法院に対して後見人の指定を申請することができる。当事者は、人民法院に対して、後見人の指定を直接申請することもできる。

居民委員会，村民委員会，民政部門又は人民法院は、被後見人の真実の意思を尊重

しつつ、被後見人を最も利する原則に基づき、法が認めた後見資格を有する者から後見人を指定する。

本条第１項に従って後見人を指定する前に、被後見人の人身、財産及びその他の合法的な権利益が保護されていない状態にあるときは、被後見人の住所地の居民委員会，村民委員会，法律の定める関連組織又は民政部門が、臨時の後見人を担当する。

後見人が指定された後、恣意的に変更してはならず、恣意的に変更したときは、指定された後見人の責任は免れない。

#### 第32条（公の後見）

法が認めた後見資格を有する者がいないときは、後見人を、民政部門が担当することができ、後見責務の履行要件を具備する被後見人の住所地の居民委員会，村民委員会が担当することもできる。

#### 第33条（任意後見）

完全民事行為能力を有する成年者は、その近親者、後見人を担当する意思のあるその他の個人又は組織と事前に協議し、書面の形式を以て自己の後見人を確定することができる。民事行為能力を喪失又は一部喪失するときは、当該後見人が後見責務を履行する。

#### 第34条（後見人の責務）

後見人の責務は、被後見人を代理して民事法律行為を行い、被後見人の人身、財産及びその他の合法的な権利益を保護すること等である。

後見人が法に従い後見責務の履行から生じた権利は、法的保護を受ける。

後見人が後見責務を履行せず、又は被後見人の合法的な権利益を侵害したときは、法的責任を負わなければならない。

突発事件等の緊急な状況により、後見人は一時的に後見の責務を履行することがで

きず、被後見人の生活をケアできない状態にある場合、被後見人の住所地の居民委員会、村民委員会又は民政部门は、被後見人のために必要な臨時の生活ケア措置を施さなければならない。

### 第35条（責務履行時の原則）

後見人は、被後見人を最も利する原則に基づき、後見責務を履行しなければならない。被後見人の利益となる場合を除き、被後見人の財産を処分してはならない。

未成年者の後見人が後見責務を履行し、被後見人の利益に関わる決定を行うときは、被後見人の年齢と智力を考慮して、被後見人の真実の意思を尊重しなければならない。

成年者の後見人が後見の責務を履行するときは、被後見人の真実の意思を最大限尊重し、被後見人がその智力・精神健康状態に相応する民事法律行為を行うことを保障し、かつ協力しなければならない。被後見人が単独で処理する能力を有する事柄については、後見人は干渉してはならない。

### 第36条（後見人資格の取消）

後見人に次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときは、関連する個人又は組織の申請により、人民法院は、その後見人の資格を取り消し、必要な臨時措置を講じ、かつ法に従い被後見人を最も利する原則に基づき後見人を指定する。

- (1) 被後見人の心身健康を著しく損なう行為の実施
- (2) 後見責務の履行を怠り、又は後見責務を履行することができず、かつ後見責務の一部又は全部を他人に委任することを拒み、これにより被後見人を危機的な状態に陥らせたこと
- (3) 被後見人の合法的な権利利益を著しく侵害するその他の行為の実施

本条が規定する関連個人と組織には、法が認めたその他の後見資格を有する者、居民委員会、村民委員会、学校、医療機関、婦女連合会、障害者連合会、未成年者保護組織、法により設立した高齢者組織、民政部门等が含まれる。

前項が規定する個人及び民政部门以外の組織が人民法院に対して後見人の資格の取消を遅滞なく申請しなかったときは、民政部门が人民法院に対して申請しなければならない。

### 第37条（後見人資格取消後の法的義務）

法に従い被後見人の撫養費・扶養費を負担する父母・子・配偶者等は、人民法院により後見人の資格が取り消された後も引き続き負担の義務を履行しなければならない。

### 第38条（後見人資格の回復）

被後見人の父母又は子が人民法院によって後見人の資格が取り消された後、被後見人に対する故意の犯罪を除き、悔い改める状況が確かにある場合は、申請により、人民法院は被後見人の真実の意思の尊重を前提に、状況を考慮した上でその後見人の資格を復帰させることができる。人民法院が指定した後見人と被後見人の後見関係は同時に終了する。

### 第39条（後見関係の終了）

次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときは、後見関係は終了する。

- (1) 被後見人が完全な民事行為能力を取得し又は回復したとき
- (2) 後見人が後見能力を喪失したとき
- (3) 被後見人又は後見人が死亡したとき
- (4) 人民法院が認定したその他の後見関係が終了する事由

後見関係終了後も、被後見人が後見を必要とする場合は、法により新たに後見人を確定しなければならない。

### 第3節 失踪宣告及び死亡宣告

#### 第40条（失踪宣告）

自然人が行方不明になって2年を満たした場合は、利害関係者は人民法院に対して当該自然人が失踪者であることの宣告を申請することができる。

#### 第41条（行方不明期間の算定）

自然人の行方不明の時間は、その自然人が消息不明の日から起算する。戦争期間中に行方不明となった場合は、行方不明の時間を戦争終結の日又は関連機関が確定した行方不明の日から起算する。

#### 第42条（失踪者の財産管理）

失踪者の財産は、その配偶者・成年の子・父母又はその他の財産管理人を担当する意思のある者により管理を行う。

財産管理について争いがあり、前項の定める者がいない場合、又は前項の定める者に管理能力がない場合は、人民法院が指定する者により管理を行う。

#### 第43条（財産管理人の責務）

財産管理人は、失踪者の財産を適切に管理し、その財産的権利利益を維持しなければならない。

失踪者の未納税金・債務及び支払うべきその他の費用は、財産管理人が失踪者の財産から支出する。

財産管理人が故意又は重大な過失により失踪者の財産に損失を与えたときは、賠償責任を負わなければならない。

#### 第44条（財産管理人の変更）

財産管理人がその責務を履行せず、失踪者の財産的権利利益を侵害し、又は管理能力を喪失した場合は、失踪者の利害関係者は人民法院に対して財産管理人の変更を申請することができる。

正当な理由がある場合は、財産管理人は、人民法院に対して財産管理人の変更を

申請することができる。

人民法院が財産管理人を変更した場合は、変更後の財産管理人は、前財産管理人に対して速やかな財産の移管及び財産管理の状況報告を請求する権利を有する。

#### 第45条（失踪宣告の取消）

失踪者が再び現れたときは、本人又は利害関係者の申請により、人民法院は失踪宣告を取り消さなければならない。

失踪者が再び現れたときは、財産管理人に対して速やかな財産の移管及び財産管理の状況報告を請求する権利を有する。

#### 第46条（死亡宣告）

自然人に次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときは、利害関係者は人民法院に対して当該自然人の死亡宣告を申請することができる。

- (1) 行方不明になって4年を満たしたとき
- (2) 突発事件により、行方不明になって2年を満たしたとき

突発事件により行方不明となり、関連機関が生存の可能性がないことを証明した場合は、死亡宣告の申請は2年の時間制限を受けない。

#### 第47条（死亡・失踪宣告の優先順位）

同一の自然人について、利害関係者の中に死亡宣告を申請する者も、失踪宣告を申請する者もいるときは、本法が規定する死亡宣告の要件を満たした場合は、人民法院は死亡宣告をしなければならない。

#### 第48条（被死亡宣告者の死亡日の確定）

死亡を宣告された者については、人民法院の死亡宣告判決日をその死亡の期日とみなす。突発事件により行方不明となり死亡を宣告された者については、突発事件の発生日をその死亡の期日とみなす。

#### 第49条（死亡宣告期間における民事法律行為の効力）

自然人が死亡宣告を受けたにもかかわらず死亡していない場合は、死亡宣告期間中に当該自然人が行った民事法律行為の効力に影響を与えない。

#### 第50条（死亡宣告の取消）

死亡を宣告された者が再び現れたときは、本人又は利害関係者の申請により、人民法院は死亡宣告を取り消さなければならない。

#### 第51条（被死亡宣告者の婚姻関係）

死亡を宣告された者の婚姻関係は、死亡宣告の日より消滅する。死亡宣告が取り消された場合は、婚姻関係は死亡宣告が取り消された日より回復する。但し、その配偶者が再婚した場合、又は婚姻登記機関に対して回復しないことを書面で表明した場合を除く。

#### 第52条（死亡宣告期間の養子関係）

死亡を宣告された者の死亡宣告期間中にその子が法に従い他人により養子縁組されていた場合は、死亡宣告が取り消された後に、本人の同意がなかったことを理由に養子縁組行為の無効を主張することはできない。

#### 第53条（死亡宣告取消後の財産返還）

死亡の宣告が取り消された者は、本法第6編によりその財産を取得した民事主体に、財産の返還を請求する権利を有する。返還ができない場合は、適切な補償を行わなければならない。

利害関係者が真実の状況を隠蔽し、他人の死亡宣告をもたらし、財産を取得した場合は、財産の返還以外に、これによって与えた損失の賠償責任を負わなければならない。

### 第4節 個人商工業者と農村請負経営者

#### 第54条（個人商工業者の定義）

自然人が商工業の経営に従事し、法に従い登記する場合は、個人商工業者となる。個人商工業者は屋号をつけることができる。

#### 第55条（農村請負経営者の定義）

農村集団経済組織の構成員が法に従い農村土地請負経営権を取得し、家庭請負経営に従事する場合は、農村請負経営者となる。

#### 第56条（個人商工業者と農村請負経営者の債務負担）

個人商工業者の債務は、個人が経営する場合は、個人の財産により弁済する。家族が経営する場合は、家族の財産により弁済する。その区別ができない場合は、家族の財産により弁済する。

農村請負経営者の債務は、農村土地請負経営に従事する農家の財産により弁済する。事実上農家の一部の構成員が経営する場合は、当該構成員らの財産により弁済する。

## 第3章 法人

### 第1節 一般規定

#### 第57条（法人の定義）

法人は、民事権利能力及び民事行為能力を有し、法に従い単独で民事権利を有し、民事義務を負う組織である。

#### 第58条（法人の成立）

法人は、法に従い成立しなければならない。法人は、自己の名称、組織機構、住所、財産又は経費を有しなければならない。法人成立の具体的要件及び手続は、法律、行政法規の規定に従う。

法人の設立について、法律、行政法規の規定により関連機関の認可を必要とする場合は、その規定に従う。

#### 第59条（法人の民事権利・行為能力）

法人の民事権利能力及び民事行為能力は、法人の成立時から発生し、法人の終了時に消滅する。

#### 第60条（法人の民事責任）

法人は、その全財産を以て単独で民事責任を負う。

**第61条（法人の法定代表人者）**

法律又は法人の定款の規定に従い、法人を代表し民事活動に従事する責任者は、法人の法定代表人者とする。

法定代表人者が法人名義により民事活動に従事するときは、その法律効果は法人が負う。

法人の定款又は法人権力機構の法定代表人者に対する代表権の制限は、善意の相手方に対抗することができない。

**第62条（法定代表人者職務遂行上の責任）**

法定代表人者はその職務遂行上他人に損害を与えたときは、法人が民事責任を負う。

法人は民事責任を負担した後、法律又は法人の定款に従い、過失のある法定代表人者に対して求償することができる。

**第63条（法人の住所）**

法人は、その主たる事務処理機構の所在地を住所とする。法に従い法人登記を必要とする場合は、その主たる事務処理機構の所在地を住所として登記しなければならない。

**第64条（法人の登記事項の変更）**

法人の存続期間において登記事項に変更があったときは、法に従い登記機関に登記の変更を申請しなければならない。

**第65条（法人の不実登記の効果）**

法人の実際の状況と登記事項が一致しない場合は、善意の相手方に対抗することができない。

**第66条（法人登記情報の公示）**

登記機関は、法に従い法人登記の関連情報を遅滞なく公示しなければならない。

**第67条（法人の合併・分立の効果）**

法人が合併するときは、合併後の法人がその権利を有し、義務を負う。

法人が分立するときは、分立後の法人がその権利について連帯債権を有し、義務については、連帯債務を負う。但し、債権者と債務者に別途約定がある場合を除く。

**第68条（法人の消滅）**

法人は、次に掲げる原因のいずれかが生じ、かつ法に従い清算し、登記抹消が完了したときに消滅する。

- (1) 法人の解散
- (2) 法人の破産宣告
- (3) 法律が規定するその他の原因

法人の消滅について、法律、行政法規の規定により関連機関の認可を必要とする場合は、その規定に従う。

**第69条（法人の解散）**

次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときは、法人は解散する。

- (1) 法人の定款が定める存続期間が満了し、又は法人の定款が定めるその他の解散事由が生じたとき
- (2) 法人の権力機構の決議により解散したとき
- (3) 法人の合併又は分立により解散の必要が生じたとき
- (4) 法人が、法に従いその営業免許、登記証書を取り上げられ、閉鎖を命じられ、又は取り消されたとき
- (5) 法律が規定するその他の事由

**第70条（法人解散後の清算）**

法人が解散するとき、合併又は分立の場合を除き、清算義務者は遅滞なく清算グループを結成し、清算を行わなければならない。

法人の取締役、理事等の執行機関又は意思決定機関の構成員を清算義務者とする。法律、行政法規に別段の定めがある場合は、その規定に従う。

清算義務者が遅滞なく清算義務を履行せず、損害を与えた場合は、民事責任を負わなければならない。主管機関又は利害関係者は、人民法院に対して、関係者の指定による清算グループの結成、清算を申請する

ことができる。

#### 第71条 (法人清算手続の規定基準)

法人の清算手続と清算グループの職権は、関連法律の規定に従う。規定がない場合は、会社法の関連規定を参照し適用する。

#### 第72条 (法人清算の効果)

清算期間中、法人は存続する。但し、清算に関係のない活動に従事してはならない。

法人清算後の残余財産は、法人の定款の定め又は法人権力機構の決議により処理する。法律に別段の定めがある場合は、その規定に従う。

清算が終了し、かつ法人の登記を抹消したとき、法人は消滅する。法により法人の登記を必要としない場合は、清算終了後、法人は消滅する。

#### 第73条 (法人破産清算の消滅手続)

法人が破産宣告を受けた場合は、法に従い破産の清算を行い、かつ法人の登記を抹消したときは、法人は消滅する。

#### 第74条 (法人の出先機関)

法人は法に従い出先機関を設置することができる。法律、行政法規の規定が出先機関の登記を規定している場合は、その規定に従う。

出先機関は、自己の名義で民事活動に従事し、生じた民事責任は法人が負う。まず当該出先機関が管理する財産から負担し、不足の場合に法人が負担することもできる。

#### 第75条 (法人設立の効果)

設立者が法人設立のために行った民事活動の法律効果は法人が負う。法人が設立されなかったときは、その法律効果は設立者が負う。設立者が複数の場合は、連帯して債権を有し、債務を負う。

設立者が法人設立のために、自己の名義で行った民事活動から生じた民事責任について、第三者は、法人又は設立者の負担を

選択して請求する権利を有する。

## 第2節 営利法人

### 第76条 (営利法人の定義・種類)

利益を取得し、これを株主等の出資者に配分することを目的に成立した法人は、営利法人とする。

営利法人には、有限責任会社、株式有限会社及びその他の企業法人等が含まれる。

### 第77条 (営利法人の成立)

営利法人は、法に従い登記を経て成立する。

### 第78条 (営利法人の営業免許)

法により成立した営利法人には、登記機関が営利法人営業免許を交付する。営業免許の発行日は、営利法人成立の日とする。

### 第79条 (営利法人の定款)

営利法人を設立する際に、法に従い法人の定款を作成しなければならない。

### 第80条 (営利法人の組織機構)

営利法人は、権力機構を設置しなければならない。

権力機構は、法人の定款の改正、執行機関・監督機構の構成員の選挙又は更迭、及び法人の定款が定めるその他の職権を行使する。

### 第81条 (営利法人の執行機関)

営利法人は、執行機関を設置しなければならない。

執行機関は、権力機構の会議の招集、法人の経営計画及び投資案の決定、法人内部管理機関の設置の決定、及び法人の定款が定めるその他の職権を行使する。

執行機関が取締役会又は執行取締役となる場合は、取締役会会長、執行取締役又は社長が、法人の定款の定めに従って法定代表者を担当する。取締役会又は執行取締役を設けていない場合は、法人の定款が定める主な責任者をその執行機関及び法定代表

者とする。

#### 第82条（営利法人の監督機関）

営利法人が監査役会又は監査役等の監督機構を設置した場合は、監督機構は、法に従い法人財務の検査、執行機関の構成員や高級管理者が行った法人の職務行為の監督、及び法人の定款が定めるその他の職権を行使する。

#### 第83条（出資者の権利濫用の禁止）

営利法人の出資者は、出資者の権利を濫用し、法人又はその他の出資者の利益を侵害してはならない。出資者の権利を濫用し、法人又はその他の出資者に損失を与えた場合は、法に従い民事責任を負わなければならない。

営利法人の出資者は、法人の独立した地位及び出資者の有限責任を濫用し、法人の債権者の利益を侵害してはならない。法人の独立した地位及び出資者の有限責任を濫用し、債務を逃れ、法人の債権者の利益を著しく侵害した場合は、法人の債務について連帯責任を負わなければならない。

#### 第84条（支配出資者等の権利濫用の禁止）

営利法人の支配出資者、実際の支配者、取締役、監査役、高級管理者は、その関連関係を利用し法人の利益を侵害してはならない。関連関係を利用して法人に損失を与えた場合は、賠償責任を負わなければならない。

#### 第85条（営利法人の決議の瑕疵）

営利法人の権力機構、執行機関の決議した会議招集手続、表決方式が法律、行政法規、法人の定款に違反し、又は決議の内容が法人の定款に違反した場合は、営利法人の出資者は、人民法院に対して当該決議の取消を請求することができる。但し、営利法人が当該決議に従い生じた善意の相手方との民事法律関係に影響を与えない。

#### 第86条（営利法人の社会的責任）

営利法人が経営活動に従事する際には、商業道德を遵守し、取引の安全を維持し、政府及び社会の監督を受け、社会的責任を負わなければならない。

### 第3節 非営利法人

#### 第87条（非営利法人の定義）

公益目的又はその他の非営利目的のために成立し、出資者・設立者又は構成員に利益を配分しない法人は、非営利法人とする。

非営利法人には、事業単位、社会团体、基金会、社会サービス機構等が含まれる。

#### 第88条（事業単位法人の成立）

法人の要件を具備し、経済社会の発展のニーズに適合し、公益サービスの提供のために設立した事業単位は、法に従い登記を経て成立し、事業単位の法人格を取得する。法に従い法人登記を必要としない場合は、成立日より事業単位の法人格を有する。

#### 第89条（事業単位法人の組織機構）

事業単位法人が理事会を設立するときは、法律に別段の定めがある場合を除き、理事会をその決定機関とする。事業単位法人の法定代表者は、法律、行政法規又は法人の定款の定めにより生じる。

#### 第90条（社会团体法人の成立）

法人の要件を具備し、会員共同の意思に基づき、公益目的又は会員共同の利益等の非営利目的のために設立した社会团体は、法に従い登記を経て成立し、社会团体の法人格を取得する。法に従い法人登記を必要としない場合は、成立日より社会团体の法人格を有する。

#### 第91条（社会团体法人の組織機構）

社会团体法人を設立するときは、法に従い法人の定款を作成しなければならない。

社会团体法人は、会員大会又は会員代表

大会等の権力機構を設置しなければならない。

社会団体法人は、理事会等の執行機関を設置しなければならない。理事長又は会長等の責任者は、法人の定款の定めに従い法定代表者を担当する。

#### 第92条（寄付法人）

法人の要件を具備し、公益目的のために寄付財産により設立した基金会、社会サービス機構等は、法に従い登記を経て成立し、寄付法人格を取得する。

法に従い設立した宗教活動の場所については、法人の要件を具備する場合は、法人登記を申請し、寄付法人格を取得することができる。法律、行政法規が宗教活動の場所を規定する場合は、その規定に従う。

#### 第93条（寄付法人の組織機構）

寄付法人を設立するときは、法に従い法人の定款を作成しなければならない。

寄付法人は、理事会、民主管理組織等の決定機関を設置し、かつ執行機関を設置しなければならない。理事長等の責任者は、法人の定款の定めに従い法定代表者を担当する。

寄付法人は、監事会等の監督機構を設置しなければならない。

#### 第94条（寄付者の権利）

寄付者は、寄付法人に寄付財産の使用、管理状況を照会する権利を有し、かつ意見と建議を述べることができる。寄付法人は、遅滞なく事実の通り回答しなければならない。

寄付法人の決定機関、執行機関又はその法定代表者が決定を行う際に、その手続が法律、行政法規、法人の定款に違反し、又は決定の内容が法人の定款に違反した場合は、寄付者等の利害関係者又は主管機関は人民法院に対して当該決定の取消を請求することができる。但し、寄付法人が当該決定に従い生じた善意の相手方との民事法律

関係に影響を与えない。

#### 第95条（非営利法人消滅時の残余財産分配）

公益目的のために成立した非営利法人が消滅するときは、その出資者・設立者又は構成員に残余財産を分配してはならない。その残余財産は、法人の定款の定め又は権力機構の決議に従って公益目的に用いなければならない。法人の定款の定め又は権力機構の決議に従って処理することができない場合は、主管機関は、取り纏めた上で、趣旨が同様又は近似した法人に移転し、かつ社会に公告する。

### 第4節 特別法人

#### 第96条（特別法人の種類）

本節が規定する機関法人、農村集団経済組織法人、都市部農村の合作経済組織法人、末端大衆の自治組織法人を特別法人とする。

#### 第97条（機関法人）

単独の経費を有する機関及び行政機能を有する法定機構は、成立日より機関法人格を有し、その機能の履行に必要な民事活動に従事することができる。

#### 第98条（機関法人の消滅）

機関法人が取り消されたときは、法人が消滅する。その民事権利と義務は、後継の機関法人が有し、負う。後継の機関法人がない場合は、取消の決定を行った機関法人が有し、負う。

#### 第99条（農村集団経済組織）

農村集団経済組織法人は、法に従い法人格を取得する。

農村集団経済組織法人について、法律、行政法規に規定がある場合は、その規定に従う。

#### 第100条（合作経済組織）

都市部農村の合作経済組織は、法に従い法人格を取得する。

都市部農村の合作經濟組織について、法律、行政法規に規定がある場合は、その規定に従う。

#### 第101条（末端大衆の自治組織）

居民委員會、村民委員會は、末端大衆の自治組織の法人格を有し、その機能の履行に必要な民事活動に従事することができる。

村の集團經濟組織を設立していないときは、村民委員會が法に従い村の集團經濟組織の機能を代行することができる。

### 第4章 非法人組織

#### 第102条（非法人組織の定義）

非法人組織は、法人格を有しないが、法に従い自己の名義で民事活動に従事することができる組織である。

非法人組織には、個人獨資企業、組合企業、法人格を有しない専門サービス機構等が含まれる。

#### 第103条（非法人組織の成立）

非法人組織は、法律の規定に従い登記しなければならない。

非法人組織の設立について、法律、行政法規の規定により関係機関の認可を必要とする場合は、その規定に従う。

#### 第104条（非法人組織の民事責任）

非法人組織の財産が債務の弁済に不足するとき、その出資者又は設立者は、無限責任を負う。法律に別段の定めがある場合は、その規定に従う。

#### 第105条（非法人組織の代表者）

非法人組織は、一人又は数人を確定し、当該組織を代表して民事活動に従事させることができる。

#### 第106条（非法人組織の解散）

次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときは、非法人組織は解散する。

（１）定款が定める存続期間が満了し、又

は定款が定めるその他の解散事由が生じたとき

（２）出資者又は設立者が解散を決定したとき

（３）法律が規定するその他の事由

#### 第107条（非法人組織解散後の清算）

非法人組織が解散するときは、法に従い清算を行わなければならない。

#### 第108条（非法人組織の参照・適用の規定）

非法人組織については、本章の規定を適用するほか、本編第3章第1節の関連規定を参照し適用する。

### 第5章 民事権利

#### 第109条（自然人の人身自由・人格の尊厳）

自然人の人身の自由・人格の尊厳は、法的保護を受ける。

#### 第110条（人格権）

自然人は、生命権、身体権、健康権、氏名権、肖像権、名誉権、栄誉権、プライバシー権、婚姻自主権等の権利を有する。

法人、非法人組織は、名称権、名誉権、栄誉権を有する。

#### 第111条（個人情報保護の保護）

自然人の個人情報は、法的保護を受ける。いかなる組織又は個人も、他人の個人情報を取得する必要がある場合は、法に従い取得しかつ情報の安全を確保しなければならない。違法に他人の個人情報を収集、使用、加工、送信してはならず、違法に他人の個人情報を売買、提供又は公開してはならない。

#### 第112条（婚姻家庭関係等による人身権）

自然人の婚姻家庭関係等から生じた人身権は、法的保護を受ける。

#### 第113条（財産権の平等保護）

民事主体の財産権は、平等に法的保護を受ける。

#### 第114条 (物権の定義)

民事主体は、法に従い物権を有する。

物権は、権利者が法に従い特定の物に対して有する直接支配及び排他的権利であり、所有権、用益物権及び担保物権が含まれる。

#### 第115条 (物権の客体)

物には不動産及び動産が含まれる。法律が権利を物権の客体とすることを規定する場合は、その規定に従う。

#### 第116条 (物権法定原則)

物権の種類及び内容は、法律により規定する。

#### 第117条 (動産・不動産の取用・徴用)

公共の利益のために、法律の定める権限及び手続に従い、不動産又は動産を取用・徴用する場合は、公平・合理的な補償を行わなければならない。

#### 第118条 (債権の定義)

民事主体は、法に従い債権を有する。

債権とは、契約、不法行為、事務管理、不当利得及び法律の定めるその他の規定により、権利者が特定の義務者に一定の行為の作為又は不作為を請求する権利をいう。

#### 第119条 (契約の拘束力)

法により成立した契約は、当事者に対して法的拘束力を有する。

#### 第120条 (権利・利益侵害の責任)

民事権利利益が侵害された場合は、被侵害者は、侵害者に権利侵害責任を負うよう請求する権利を有する。

#### 第121条 (事務管理)

法定又は約定の義務がないにもかかわらず、他人の利益が損なわれないように管理を行った者は、これにより支出した必要な費用の償還を受益者に請求する権利を有する。

#### 第122条 (不当利得)

他人が法律上の根拠がないにもかかわらず不当な利益を取得した場合は、損失を受

けた者は不当な利益の返還を請求する権利を有する。

#### 第123条 (知的財産権)

民主主体は、法に従い知的財産権を有する。

知的財産権は、権利者が法に従い、次に掲げる客体について専有する権利である。

- (1) 著作物
- (2) 発明、実用新案、外観設計
- (3) 商標
- (4) 地理的表示
- (5) 商業秘密
- (6) 集積電子回路図設計
- (7) 植物新品種
- (8) 法律が規定するその他の客体

#### 第124条 (相続権)

自然人は、法に従い相続権を有する。

自然人の合法的な私有財産は、法に従い相続することができる。

#### 第125条 (投資的権利)

民事主体は、法に従い株主権及びその他の投資的権利を有する。

#### 第126条 (その他の法定民事権利・利益)

民事主体は、法律が規定するその他の民事権利及び利益を有する。

#### 第127条 (データ・仮想財産の保護)

データ・インターネット仮想財産の保護について、法律に規定がある場合は、その規定に従う。

#### 第128条 (特別な保護規定)

未成年者、高齢者、障害者、女性、消費者等の民事権利の保護について、法律に特別な規定がある場合は、その規定に従う。

#### 第129条 (民事権利の取得)

民事権利は、民事法律行為、事実行為、法律が規定する事件又は法律が規定するその他の方式により取得することができる。

#### 第130条 (意思自治)

民事主体は、自己の意思により法に従い

民事権利を行使し、干渉を受けない。

#### 第131条（権利と義務の一致）

民事主体が権利を行使するときは、法律が規定し、当事者が約定する義務を履行しなければならない。

#### 第132条（権利濫用の禁止）

民事主体は、民事権利を濫用し、国家の利益、社会公共の利益又は他人の合法的な権利利益に損害を与えてはならない。

### 第6章 民事法律行為

#### 第1節 一般規定

##### 第133条（民事法律行為の定義）

民事法律行為は、民事主体が意思表示により民事法律関係を成立・変更・終了する行為である。

##### 第134条（民事法律行為の種類）

民事法律行為は、双方又は多方の意思表示の一致により成立することができ、一方の意思表示に基づき成立することもできる。

法人、非法人組織が法律に従い又は定款が定める議事の方式及び表決手続により決議を行った場合は、当該決議行為は成立する。

##### 第135条（民事法律行為の形式）

民事法律行為は、書面形式、口頭形式又はその他の形式を採用することができる。特定の形式の採用を法律、行政法規が規定し、又は当事者が約定した場合は、特定の形式を採用しなければならない。

##### 第136条（民事法律行為の効力発生）

民事法律行為は、成立時より効力を生じる。但し、法律に別段の定めがあり、又は当事者が別途約定している場合を除く。

行為者は、法律の規定によらずに、又は相手方の同意を得ずに、恣意的に民事法律行為を変更または解除してはならない。

#### 第2節 意思表示

##### 第137条（意思表示の効力発生）

対話方式で行った意思表示は、相手方がその内容を知った時に効力を生じる。

非対話方式で行った意思表示は、相手方に到達した時に効力を生じる。非対話方式で行った電子データ文書形式の意思表示については、相手方が特定のシステムによる電子データ文書の受領を指定している場合は、当該電子データ文書が当該特定のシステムに入った時に効力を生じる。特定のシステムを指定していない場合は、当該電子データ文書が当該システムに入ったことを相手方が知り又は知り得べき時に効力を生じる。当事者が電子データ文書形式の意思表示の効力発生時間について別途約定している場合は、その約定に従う。

##### 第138条（相手方のない意思表示の効力発生）

相手方のない意思表示は、表示が完成した時に効力を生じる。法律に別段の定めがある場合は、その規定に従う。

##### 第139条（公告による意思表示の効力発生）

公告の方式で行った意思表示は、公告の公布時に効力を生じる。

##### 第140条（明示・黙示・沈黙による意思表示）

行為者は、明示又は黙示により意思表示を行うことができる。

沈黙は、法律の規定、当事者の約定又は当事者間の取引慣行に合致するときのみ、意思表示とみなすことができる。

##### 第141条（意思表示の撤回）

行為者は、意思表示を撤回することができる。意思表示を撤回する通知は、意思表示が相手方に到達する前に、又は意思表示と同時に、相手方に到達しなければならない。

##### 第142条（意思表示の解釈）

相手方のある意思表示の解釈については、使用文言に従い、関連条項、行為の性質と目的、慣習及び信義則を踏まえて、意

思表示の意味を確定しなければならない。

相手方のない意思表示の解釈については、使用文言に完全に拘束されることはなく、関連条項、行為の性質と目的、慣習及び信義則を踏まえて、行為者の真実の意思を確定しなければならない。

### 第3節 民事法律行為の効力

#### 第143条 (民事法律行為の有効要件)

次に掲げる要件を具備する民事法律行為は、有効とする。

- (1) 行為者が相応の民事行為能力を有すること
- (2) 意思表示が真実であること
- (3) 法律、行政法規の強行規定に違反せず、公序良俗に反しないこと

#### 第144条 (民事法律行為の無効)

民事行為無能力者が行った民事法律行為は、無効とする。

#### 第145条 (制限民事行為能力者による民事法律行為)

制限民事行為能力者が行った純粋に利益を獲得する民事法律行為又はその年齢・智力・精神健康状態に相応する民事法律行為は、有効とする。その他の民事法律行為は、法定代理人の同意又は追認後に有効となる。

相手方は、法定代理人に対し通知受領日から30日以内に追認するよう催告することができる。法定代理人が意思表示を行わないときは、追認を拒否したものとみなす。民事法律行為が追認される前に、善意の相手方は取消権を有する。取消は通知的方式により行わなければならない。

#### 第146条 (虚偽意思表示による民事法律行為)

行為者と相手方が虚偽の意思表示により行った民事法律行為は、無効とする。

虚偽の意思表示を以て隠匿した民事法律行為の効力は、関連法律規定に従って処理

する。

#### 第147条 (重大な誤解による民事法律行為)

重大な誤解に基づき行った民事法律行為について、行為者は、人民法院又は仲裁機関に取消を請求する権利を有する。

#### 第148条 (詐欺による民事法律行為)

一方が詐欺の手段により、相手方に真実の意思に反する状況で行わせた民事法律行為につき、詐欺を受けた者は、人民法院又は仲裁機関に取消を請求する権利を有する。

#### 第149条 (第三者詐欺による民事法律行為)

第三者が詐欺行為を行い、一方に真実の意思に反する状況で行わせた民事法律行為につき、相手方が当該詐欺行為を知り又は知り得べきときは、詐欺を受けた者は、人民法院又は仲裁機関に取消を請求する権利を有する。

#### 第150条 (強迫による民事法律行為)

一方又は第三者が強迫の手段により、相手方に真実の意思に反する状況で行わせた民事法律行為につき、強迫を受けた者は、人民法院又は仲裁機関に取消を請求する権利を有する。

#### 第151条 (著しく公平を失する民事法律行為)

一方が、相手方の危機的な状態、判断能力の欠如等の状況を利用したことにより、民事法律行為の成立時に著しく公平を欠くときは、損害を受けた者は、人民法院又は仲裁機関に取消を請求する権利を有する。

#### 第152条 (取消権の消滅)

次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときは、取消権は消滅する。

- (1) 当事者が取消事由を知り又は知り得べき日より1年以内に、重大な誤解をした当事者が取消事由を知り又は知り得べき日より90日以内に、取消権行使しなかったとき
- (2) 当事者が強迫を受けた場合は、強迫

行為の終了日より1年以内に取消権を行使しなかったとき

- (3) 当事者が取消事由を知った後に、取消権の放棄を明確に表示し、又は自己の行為により表明したとき

当事者が民事法律行為の発生日より5年以内に取消権を行使しなかったときは、取消権は消滅する。

#### 第153条（民事法律行為の無効）

法律、行政法規の強行規定に違反する民事法律行為は無効とする。但し、強行規定により当該民事法律行為が無効とならない場合を除く。

公序良俗に反する民事法律行為は無効とする。

#### 第154条（通謀による民事法律行為の無効）

行為者と相手方が悪意を以て通謀し、他人の合法的な権利利益に損害を与えた民事法律行為は、無効とする。

#### 第155条（無効又は取消の効力）

無効又は取り消された民事法律行為は、初めから法的拘束力を有しない。

#### 第156条（一部無効の効果）

民事法律行為が一部無効であり、その他の部分の効力に影響を与えない場合は、その他の部分は依然として有効である。

#### 第157条（無効又は取消の効果）

民事法律行為の無効、取消、又は効力を生じないことが確定した後に、行為者は、当該行為により取得した財産を返還しなければならない。返還できない又は返還の必要がないときは、換算して補償を行わなければならない。過失のある一方は、相手方がこれにより受けた損害を賠償しなければならない。双方に過失がある場合は、それぞれ相応の責任を負わなければならない。法律に別段の定めがある場合は、その規定に従う。

### 第4節 条件付民事法律行為及び期限付民事法律行為

#### 第158条（条件付民事法律行為）

民事法律行為に条件を付することができる。但し、その性質により条件を付することのできない場合を除く。停止条件付民事法律行為は、条件が成就した時からその効力を生じる。解除条件付民事法律行為は、条件が成就した時からその効力を失う。

#### 第159条（条件の成就又は不成就の擬制）

条件付民事法律行為について、当事者が自己の利益のために、不当に条件の成就を阻止したときは、条件は成就したものとみなす。不当に条件を成就させたときは、条件は成就していないものとみなす。

#### 第160条（期限付民事法律行為）

民事法律行為に期限を付することができる。但し、その性質により期限を付することのできない場合を除く。効力発生期限付民事法律行為は、期限が到来した時にその効力を生じる。終了期限付民事法律行為は、期限満了時にその効力を失う。

## 第7章 代理

### 第1節 一般規定

#### 第161条（代理）

民事主体は、代理人を通じて民事法律行為を行うことができる。

法律の規定、当事者の約定又は民事法律行為の性質に従い、本人が自ら行わなければならない民事法律行為については、代理をしてはならない。

#### 第162条（代理の効力）

代理人が代理の権限内において被代理人の名義で行った民事法律行為は、被代理人に対してその効力を生じる。

#### 第163条（代理の種類）

代理には委任代理と法定代理が含まれる。

委任代理人は、被代理人の委任により代理権を行使する。法定代理人は、法律の規定に従い代理権を行使する。

#### 第164条（代理人の民事責任）

代理人が職務を履行せず、又は不完全履行により、被代理人に損害を与えたときは、民事責任を負わなければならない。

代理人と相手方が悪意を以て通謀し、被代理人の合法的な権利利益を侵害したときは、代理人と相手方は連帯責任を負わなければならない。

### 第2節 委任代理

#### 第165条（代理権の授与）

委任代理の授権が書面形式を採用したときは、委任状には代理人の氏名又は名称、代理事項、権限と期間を明記しなければならない。かつ被代理人が署名又は押印をしなければならない。

#### 第166条（複数代理人による代理権の行使）

数人が同一の代理事項の代理人となったときは、共同して代理権を行使しなければならない。但し、当事者に別途約定がある場合を除く。

#### 第167条（違法な代理の民事責任）

代理事項が違法であることを知り、若しくは知り得べきにもかかわらず、代理人が代理行為を行ったとき、又は代理人の代理行為が違法であることを知り、若しくは知り得べきにもかかわらず、被代理人が反対の表示を行わなかったときは、被代理人と代理人は連帯責任を負わなければならない。

#### 第168条（自己代理及び双方代理の禁止）

代理人は被代理人の名義で自己と法律行為を行ってはならない。但し、被代理人が同意し又は追認した場合を除く。

代理人は被代理人の名義で自己が同時に代理するその他の者と法律行為を行っては

ならない。但し、被代理人双方が同意し又は追認した場合を除く。

#### 第169条（委任代理の復代理）

代理人が第三者に代理を再委任することが必要なときは、被代理人の同意又は追認を得なければならない。

復代理が被代理人の同意又は追認を得たときは、被代理人は、代理事務について再委任を受けた第三者に直接に指示することができ、代理人は第三者の選任及び第三者に対する指示についてのみ責任を負う。

復代理が被代理人の同意又は追認を得られなかったときは、代理人は、再委任を受けた第三者の行為について責任を負わなければならない。但し、代理人が緊急な状況において被代理人の利益を維持するために第三者に再委任した場合を除く。

#### 第170条（法人等の職務執行者の行為の効果）

法人又は非法人組織の職務を執行する者が、その職務の範囲内の事項について、法人又は非法人組織の名義で行った民事法律行為は、法人又は非法人組織に対してその効力を生じる。

法人又は非法人組織がその職務を執行する者の職務範囲について設けた制限は、善意の相手方に対抗することができない。

#### 第171条（無権代理）

行為者に代理権がなく、代理権の範囲を越え、又は代理権消滅後依然として代理行為を行い、被代理人の追認が得られない場合は、被代理人に対してその効力を生じない。

相手方は、被代理人に対して通知受領日から30日以内に追認するよう催告することができる。被代理人が表示を行わないときは、追認を拒否したものとみなす。行為者が行った行為が追認されるまで、善意の相手方は取消権を有する。取消は通知の方式により行わなければならない。

行為者の行った行為が追認されないときは、善意の相手方は行為者に債務の履行又は受けた損害の賠償を請求する権利を有する。但し、賠償の範囲は、被代理人が追認したときに相手方が得られる利益を超えてはならない。

相手方は行為者が無権代理であることを知り又は知り得べきときは、相手方と行為者は各自の過失に基づき責任を負う。

#### 第172条（表見代理）

行為者に代理権がなく、代理権の範囲を越え、又は代理権消滅後依然として代理行為を行い、相手方が行為者に代理権ありと信じる理由がある場合は、代理行為は有効とする。

### 第3節 代理（権）の消滅

#### 第173条（委任代理権の終了）

次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときは、委任代理（権）は消滅する。

- （１）代理期間が満了し又は代理事務が完了したとき
- （２）被代理人が委任を取り消し又は代理人が委任を辞退したとき
- （３）代理人が民事行為能力を喪失したとき
- （４）代理人又は被代理人が死亡したとき
- （５）代理人又は被代理人としての法人、非法人組織が消滅したとき

#### 第174条（本人の死亡と代理行為の効力）

被代理人の死亡後、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときは、委任代理人が行った代理行為は有効とする。

- （１）代理人が被代理人の死亡を知らず、かつ知り得べきではなかったとき
- （２）被代理人の相続人が承認したとき
- （３）授權において代理権が代理事務の完了時に消滅することを明確にしているとき

- （４）被代理人が死亡する前にすでに行った、被代理人の相続人の利益のための継続代理

被代理人としての法人、非法人組織が消滅したときは、前項の規定を参照し適用する。

#### 第175条（法定代理権の消滅）

次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときは、法定代理（権）は消滅する。

- （１）被代理人が完全な民事行為能力を取得し又は回復したとき
- （２）代理人が民事行為能力を喪失したとき
- （３）代理人又は被代理人が死亡したとき
- （４）法律が規定するその他の事由

## 第8章 民事責任

### 第176条（民事責任）

民事主体は、法律の規定又は当事者の約定に従い民事義務を履行し、民事責任を負う。

#### 第177条（持分的責任）

２人以上が法に従い持分の責任を負うときは、責任の大きさを確定できる場合は、各自が相応の責任を負う。責任の大きさを確定できない場合は、均等に責任を負う。

#### 第178条（連帯責任）

２人以上が法に従い連帯責任を負うときは、権利者は一部の又は全部の連帯責任者に責任を負うよう請求する権利を有する。

連帯責任者の責任の分担額は、各自の責任の大きさに応じて確定する。責任の大きさを確定できない場合は、均等に責任を負う。実際に負担した責任が自己の責任の分担額を超えた連帯責任者は、その他の連帯責任者に対して求償する権利を有する。

連帯責任は、法律の規定又は当事者の約定による。

#### 第179条（民事責任の負担方式）

民事責任の負担方式には、主に以下のものがある。

- (1) 侵害の停止
- (2) 妨害の排除
- (3) 危険の除去
- (4) 財産の返還
- (5) 原状の回復
- (6) 修理, 再製作, 交換
- (7) 履行の継続
- (8) 損害の賠償
- (9) 違約金の支払い
- (10) 影響の除去, 名誉の回復
- (11) 謝罪

法律が懲罰的賠償を規定するときは, その規定に従う。

本条が規定する民事責任の負担方式は, 単独で適用することも, 組み合わせて適用することもできる。

#### 第180条 (不可抗力による免責)

不可抗力により民事義務を履行することができないときは, 民事責任を負わないものとする。法律に別段の定めがある場合は, その規定に従う。

不可抗力とは, 予見不能, 回避不能かつ克服不能の客観的な状況をいう。

#### 第181条 (正当防衛による免責)

正当防衛により損害を与えたときは, 民事責任を負わないものとする。

正当防衛が必要な限度を超え, 生じるべきでない損害をもたらした場合は, 正当防衛者は, 適切な民事責任を負わなければならない。

#### 第182条 (緊急避難の責任負担)

緊急避難により損害を与えたときは, 危険な状況を引き起こした者が民事責任を負う。

危険が自然原因により生じたときは, 緊急避難者は, 民事責任を負わずに適切な補償を行うことができる。

緊急避難時に講じた措置が適切でなく, 又は必要な限度を超え, 生じるべきでない

損害をもたらした場合は, 緊急避難者は, 適切な民事責任を負わなければならない。

#### 第183条 (受益者による補償)

他人の民事権利利益を保護することにより自己が損害を受けたときは, 侵害者が民事責任を負い, 受益者は適切な補償を行うことができる。侵害者がいない, 侵害者が逃亡し, 又は民事責任を負う能力がないとき, 被害者が補償を請求した場合は, 受益者が適切な補償を行わなければならない。

#### 第184条 (緊急救助行為の免責)

自己の意思により緊急な救助行為を行い, 救助された者に損害をもたらしたときは, 救助者は民事責任を負わないものとする。

#### 第185条 (烈士等の人格利益の保護)

英雄烈士等の氏名・肖像・名誉・榮譽を侵害し, 社会公共の利益に損害を与えた場合は, 民事責任を負わなければならない。

#### 第186条 (責任競合)

当事者一方の違約行為により, 相手方の人身, 財産上の権利利益に損害を与えたときは, 損害を受けた者は, 違約責任又は権利侵害責任の負担を選択して請求する権利を有する。

#### 第187条 (民事責任の優先適用)

民事主体が同一の行為により民事責任・行政責任及び刑事責任を負わなければならないときは, 行政責任又は刑事責任の負担は民事責任の負担に影響を与えない。民事主体の財産が支払に不足するときは, 優先的に民事責任の負担に用いるものとする。

### 第9章 訴訟時効

#### 第188条 (一般訴訟時効の期間)

人民法院に対し民事権利の保護を請求する訴訟時効の期間は3年とする。法律に別段の定めがある場合は, その規定に従う。

訴訟時効の期間は, 権利者が権利侵害及

び義務者を知り、又は知り得べき日より起算する。法律に別段の定めがある場合は、その規定に従う。但し、権利が侵害された日より20年を超えた場合は、人民法院は保護を与えない。特殊な状況がある場合は、人民法院は権利者の申請により延長を決定することができる。

#### 第189条（時期を分けた履行の起算点）

当事者が同一の債務について時期を分けて履行することを約定したときは、訴訟時効は、最終回の履行の期限が満了する日より起算する。

#### 第190条（法定代理人に対する時効の起算点）

民事行為無能力者又は制限民事行為能力者がその法定代理人に対する請求権の訴訟時効の期間は、その法定代理が消滅した日より起算する。

#### 第191条（性的被害を受けた際の未成年者の請求権の起算点）

未成年者が性的被害を受けたときの損害賠償請求権の訴訟時効の期間は、被害者が18歳に達した日より起算する。

#### 第192条（時効完成の効力）

訴訟時効期間が満了したときは、義務者は義務不履行の抗弁をすることができる。

訴訟時効の期間満了後、義務者が履行に同意するときは、訴訟時効の期間が満了したことを理由に抗弁をしてはならない。義務者が自己の意思により履行したときは、返還を請求してはならない。

#### 第193条（人民法院の時効適用の禁止）

人民法院は自ら訴訟時効の規定を適用してはならない。

#### 第194条（時効の停止）

訴訟時効期間の最後の6箇月間において、次に掲げる障害が生じ、請求権を行使することができないときは、訴訟時効は停止する。

- (1) 不可抗力
- (2) 民事行為無能力者又は制限民事行為能力者に法定代理人がない、又は法定代理人が死亡し、民事行為能力を喪失し、代理権を喪失したとき
- (3) 相続開始後に相続人又は遺産管理人が確定していないとき
- (4) 権利者が義務者又はその他の者のコントロール下にあるとき
- (5) 権利者が請求権を行使できないことをもたらすその他の障害

時効の停止事由が終了した日より6箇月を満たしたときは、訴訟時効の期間が満了したものとする。

#### 第195条（時効の中断）

次の各号に掲げる事由のいずれかにより、訴訟時効が中断したときは、中断、関連手続終了時より、訴訟時効の期間を新たに起算する。

- (1) 権利者が義務者に履行の請求を行ったとき
- (2) 義務者が義務の履行に同意したとき
- (3) 権利者が訴訟を提起し、又は仲裁を申し立てたとき
- (4) 訴訟の提起又は仲裁の申立と同様の効力を有するその他の事由

#### 第196条（時効適用の除外）

次に掲げる請求権は、訴訟時効の規定を適用しない。

- (1) 侵害の停止、妨害の排除、危険の除去の請求
- (2) 不動産物権及び登記した動産物権の権利者による財産返還の請求
- (3) 撫養費又は扶養費の支払請求
- (4) 法により訴訟時効を適用しないその他の請求権

#### 第197条（時効規定の強制制）

訴訟時効の期間、計算方法及び停止、中

断の事由は、法律の規定によらなければならないが、当事者の約定は無効とする。

当事者の訴訟時効利益に対する事前の放棄は、無効とする。

#### 第198条 (仲裁の時効)

法律に仲裁の時効の規定がある場合は、その規定に従う。規定がない場合は、訴訟時効の規定を適用する。

#### 第199条 (除斥期間)

法律が規定し、又は当事者が約定した取消権・解除権等の権利の存続期間について、法律に別段の定めがある場合を除き、権利者が権利の発生を知り、又は知り得べき日より起算し、訴訟時効の停止・中断・延長に関連する規定を適用しない。存続期間が満了したときは、取消権・解除権等の権利は消滅する。

### 第10章 期間の計算

#### 第200条 (期間の計算)

民法でいう期間は、西暦の年、月、日、時間により計算する。

#### 第201条 (期間の起算点)

年、月、日により期間を計算するときは、開始の当日は算入せず、翌日より計算を開始する。

時により期間を計算するときは、法律が規定し、又は当事者が約定した時間より計算を開始する。

#### 第202条 (年・月による期間の計算方法)

年・月により期間を計算するときは、満了月の相当する日を、期間の末日とする。相当する日がない場合は、その月の末日を期間の末日とする。

#### 第203条 (期間の末日の計算方法)

期間の末日が法定の休日に当たるときは、法定の休日が終了した翌日を期間の末日とする。

期間の末日の締切時間は24時とする。業務時間があるときは、業務活動の停止時間を締切の時間とする。

#### 第204条 (期間の計算方法の法定)

期間の計算方法は本法の規定に従う。但し、法律に別段の定めがある場合、又は当事者に別途約定がある場合を除く。

## 第 2 編 物権

### 第 1 分編 通則

#### 第 1 章 基本原則

#### 第205条 (適用範囲)

本編は、物の帰属及び利用から生じた民事関係を調整する。

#### 第206条 (社会主義基本経済制度の維持)

国は、公有制を主体とし、多種の所有制経済をともに発展させる、労働に応じた分配を主体とし、多種の分配方式が共存する、社会主義市場経済体制等の社会主義基本経済制度を堅持し、完備する。

国は公有制経済を強固にし、発展させ、非公有制経済の発展を激励、支持及び牽引をする。

国は社会主義的市場経済を実施し、あらゆる市場主体の平等な法的地位及び発展の権利を保障する。

#### 第207条 (国家・集団及び私人の物権の平等保護原則)

国、集団、私人の物権及びその他の権利者の物権は平等に法的保護を受け、いかなる組織又は個人も侵してはならない。

#### 第208条 (公示原則)

不動産物権の設定・変更・移転及び消滅は、法律の規定に従い登記をしなければならない。動産物権の設定及び移転は、法律の規定に従い引渡しをしなければならない。

## 第２章 物権の設定・変更・移転及び消滅

### 第１節 不動産登記

#### 第209条（不動産の登記原則）

不動産物権の設定・変更・移転及び消滅は、法に従い登記をすることにより、効力を生ずる。登記をしなければ、効力は生じない。但し、法律に別段の定めがある場合を除く。

法に従い国家の所有に属する自然資源について、所有権は登記をしなくてもよい。

#### 第210条（不動産登記制度）

不動産登記は、当該不動産所在地の登記機関で行う。

国は不動産に対して統一的な登記制度を実施する。統一的な登記の範囲、登記機関及び登記方法については、法律、行政法規が規定する。

#### 第211条（登記申請時の必要資料）

当事者が登記を申請する際に、それぞれの登記事項に応じて権利帰属の証明及び不動産の境界、面積等の必要な資料を提出しなければならない。

#### 第212条（登記機関の職責）

登記機関は次に掲げる職責を履行しなければならない。

- (1) 申請者が提出した権利帰属の証明及びその他の必要な資料を審査すること
- (2) 登記に関連する事項につき申請者に質問すること
- (3) 事実の通り、遅滞なく関連事項を登記すること
- (4) 法律、行政法規が規定するその他の職責

登記の申請がなされた不動産に関連する事情につき、更に証明を要する場合は、登記機関は申請者に対して資料の補充を求めることができ、必要に応じて現地調査をす

ることができる。

#### 第213条（登記機関の禁止行為）

登記機関は次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 不動産の鑑定評価を求めること
- (2) 年度検査等の名目で再登記を行うこと
- (3) 登記の職責の範囲を超えるその他の行為

#### 第214条（不動産登記の効力発生時期）

不動産物権の設定・変更・移転及び消滅につき、法律の規定に従い登記を要する場合は、不動産登記簿に記載された時から効力を生ずる。

#### 第215条（債権の効力と物権の効力の区別）

当事者間で締結された不動産物権の設定・変更・移転及び消滅に関する契約は、法律に別段の定めがある場合、又は当事者に別途約定がある場合を除き、契約成立の時から効力を生ずる。物権の登記を経なくても、契約の効力には影響を与えない。

#### 第216条（不動産登記簿）

不動産登記簿は、物権の帰属及び内容の根拠である。

不動産登記簿は登記機関が管理する。

#### 第217条（不動産権利証書）

不動産権利証書は、権利者が当該不動産の物権を有していることの証明である。不動産権利証書の記載事項は、不動産登記簿と一致していなければならない。記載が一致していない場合は、証拠により不動産登記簿に確かに誤りがあると証明できない限り、不動産登記簿を基準とする。

#### 第218条（不動産登記資料の公開）

権利者・利害関係者は不動産登記資料の照会・複写を申請することができ、登記機関は応じなければならない。

#### 第219条（不動産登記資料の適正使用）

利害関係者は、権利者の不動産登記資料

を公開し、違法に使用してはならない。

#### 第220条（不動産の更正登記と異議登記）

権利者・利害関係者は不動産登記簿の記載事項に誤りがあると認める場合は、更正登記を申請することができる。不動産登記簿に記載された権利者が書面により更正に同意する場合、又は証拠により登記に確かに誤りがあると証明できる場合は、登記機関は更正しなければならない。

不動産登記簿に記載された権利者が更正に同意しない場合は、利害関係者は異議登記を申請することができる。登記機関が異議登記をした場合は、申請者が異議登記の日から15日以内に訴えを提起しなければ、異議登記は失効する。異議登記の不当により、権利者に損害をもたらした場合は、権利者は申請者に損害賠償を請求することができる。

#### 第221条（予告登記）

当事者は家屋を売買する契約又はその他の不動産物権を売買する契約を締結し、将来物権の実現を保障するために、約定に従い登記機関に予告登記を申請することができる。予告登記後、予告登記の権利者の同意を得ずに、当該不動産を処分した場合は、物権の効力を生じない。

予告登記後、債権が消滅し、又は不動産登記が可能となった日から90日以内に登記を申請しなければ、予告登記は失効する。

#### 第222条（不実登記・過誤登記による損害賠償責任）

当事者が不実の資料を提出して登記を申請し、他人に損害をもたらした場合は、賠償責任を負わなければならない。

登記の誤りにより、他人に損害をもたらした場合は、登記機関は賠償責任を負わなければならない。登記機関が賠償した後、登記の誤りを惹起した者に求償することが

できる。

#### 第223条（不動産の登記費用）

不動産登記の費用は、件数に応じて徴収し、不動産の面積・容積及び価額に比例して徴収してはならない。

### 第2節 動産の引渡し

#### 第224条（動産の物権変動）

動産物権の設定及び移転は、引渡しの時から効力を生ずる。但し、法律に別段の定めがある場合を除く。

#### 第225条（準不動産の物権変動）

船舶・航空機及び自動車等の物権の設定・変更・移転及び消滅は、登記を経なければ、善意の第三者に対抗することができない。

#### 第226条（簡易の引渡し）

動産物権の設定及び移転の前に、権利者がすでに当該動産を占有している場合、物権は民事法律行為の効力発生時から効力を生ずる。

#### 第227条（間接占有物の引渡し）

動産物権の設定及び移転の前に、第三者が当該動産を占有している場合は、引渡義務を負う者は第三者に対して原物の返還を請求する権利を譲渡することにより引渡しに代えることができる。

#### 第228条（占有改定）

動産物権を移転する際に、当事者が譲渡人により引き続き当該動産を占有することを約定している場合には、物権は当該約定の効力発生時から効力を生ずる。

### 第3節 その他の規定

#### 第229条（特殊な原因による物権変動）

人民法院、仲裁機関の法的文書又は人民政府の取用決定等により、物権を設定・変更・移転し、又は消滅させる場合は、法的

文書又は収用決定等の効力発生時からその効力を生ずる。

#### 第230条（相続による物権変動）

相続により物権を取得する場合は、相続開始の時から効力を生ずる。

#### 第231条（事実行為による物権変動）

建物等の適法な建造・収去等の事実行為により物権を設定し、又は消滅させる場合は、事実行為が完了した時に効力を生ずる。

#### 第232条（不動産登記の物権的効力）

本節の規定に従い有する不動産物権を処分し、法律の規定に従い登記をする必要がある場合は、登記をしなければ、物権的効力を生じない。

### 第3章 物権の保護

#### 第233条（物権紛争解決の方法）

物権が侵害された場合に、権利者は和解、調停、仲裁、訴訟等の方法により解決することができる。

#### 第234条（確認請求権）

物権の帰属・内容について争いが生じた場合は、利害関係者は権利の確認を請求することができる。

#### 第235条（返還請求権）

不動産又は動産が権原なく占有された場合は、権利者は原物の返還を請求することができる。

#### 第236条（妨害排除・予防請求権）

物権が妨害された場合、又は妨害される可能性がある場合は、権利者は妨害の排除又は危険の除去を請求することができる。

#### 第237条（原状回復請求権）

不動産又は動産が毀損された場合は、権利者は、法に従い修理、再製作、交換又は原状の回復を請求することができる。

#### 第238条（損害賠償等の請求権）

物権の侵害により、権利者に損害がもた

らされた場合、権利者は法に従い損害賠償を請求することができ、その他の民事責任を負うことを請求することもできる。

#### 第239条（物権の保護方法相互の関係）

本章が規定する物権保護の方法は、単独で適用することができ、権利侵害の状況によって組み合わせて適用することもできる。

## 第2分編 所有権

### 第4章 一般規定

#### 第240条（所有権の内容）

所有権者は自己の不動産又は動産に対して、法に従い占有・使用・収益及び処分をする権利を有する。

#### 第241条（用益物権及び担保物権の設定）

所有権者は自己の不動産又は動産の上に用益物権及び担保物権を設定することができる。用益物権者・担保物権者が権利を行使する際に、所有権者の権利利益に損害を与えてはならない。

#### 第242条（国家所有の専属財産）

法律が専ら国家所有に属すると規定する不動産及び動産は、いかなる組織又は個人も所有権を取得することができない。

#### 第243条（収用）

公共の利益の必要性のために、法律が規定する権限及び手続に従い集団所有の土地並びに組織、個人の家屋及びその他の不動産を収用することができる。

集団所有の土地を収用する際に、土地補償費・移転補助金並びに農村村民住宅・地上附着物及び青田等の補償費用を法に従い遅滞なく満額支払わなければならない。かつ土地を収用される農民の社会保障費を用意し、土地を収用される農民の生活を保障し、土地を収用される農民の合法的権利利益を守らなければならない。

組織、個人の家屋及びその他の不動産を収用する際に、法に従い収用の補償を与え、被収用者の合法的権利利益を守らなければならない。個人の住宅を収用する場合は、更に被収用者の居住条件も保障しなければならない。

いかなる組織又は個人も収用補償金等の費用の横領、流用、集団による着服、留め置き、支払遅延をしてはならない。

#### 第244条（農地の収用制限）

国は耕地を特別に保護し、農用地の建設用地への転用を厳格に制限し、建設用地の総量を抑制する。法律が規定する権限及び手続に違反して集団所有の土地を収用してはならない。

#### 第245条（緊急の徴用）

応急措置、災害救助、疫病の予防コントロール等の緊急の必要性のために、法律が規定する権限及び手続に従い組織、個人の不動産又は動産を徴用することができる。徴用された不動産又は動産は使用後、被徴用者に返還しなければならない。組織、個人の不動産又は動産が徴用された場合、又は徴用された後、毀損・滅失した場合は、補償を与えなければならない。

### 第5章 国家所有権及び集団所有権・私人所有権

#### 第246条（国家所有権の主体及びその行使）

法律が国家所有と規定する財産は、国の所有すなわち全人民の所有に属する。

国有財産は、国务院が国を代表して所有権を行使する。法律に別段の定めがある場合、その規定に従う。

#### 第247条（鉱物資源等の国家所有権）

鉱物資源、水資源、海洋資源は国の所有に属する。

#### 第248条（無人島の国家所有権）

無人島は国の所有に属し、国务院が国を代表して無人島の所有権を行使する。

#### 第249条（国家所有の土地）

都市の土地は、国の所有に属する。法律が国家所有と規定する農村及び都市郊外の土地は、国の所有に属する。

#### 第250条（自然資源の所有権）

森林、山地、草原、荒蕪地、砂州等の自然資源は、国の所有に属する。但し、法律が集団所有と規定する場合を除く。

#### 第251条（国家所有の野生動植物資源）

法律が国家所有と規定する野生動植物資源は、国の所有に属する。

#### 第252条（国家所有の無線周波数資源）

無線周波数資源は、国の所有に属する。

#### 第253条（国家所有の文化財）

法律が国家所有と規定する文化財は、国の所有に属する。

#### 第254条（国防資産・国家所有のインフラ）

国防資産は、国の所有に属する。

鉄道、道路、電力施設、電信施設及び石油・ガスのパイプライン等のインフラ施設は、法律の規定に従い国家所有となる場合、国の所有に属する。

#### 第255条（国家機関の物権）

国家機関はその直接的に支配する不動産及び動産に対して、占有・使用並びに法律及び国务院の関連規定に従い、処分をする権利を有する。

#### 第256条（事業単位の物権）

国が運営する事業単位は、その直接的に支配する不動産及び動産に対して、占有・使用並びに法律及び国务院の関連規定に従い収益・処分をする権利を有する。

#### 第257条（国が出資した企業に対する権利及び義務）

国が出資する企業については、国务院、地方人民政府が法律、行政法規の規定に従

いそれぞれ国を代表して出資者としての職責を履行し、出資者としての権利利益を有する。

#### 第258条（国有財産の保護）

国家所有の財産は法的保護を受け、いかなる組織又は個人も占拠、略奪、集団での着服、留め置き、破壊をすることを禁止する。

#### 第259条（国有財産管理上の法的責任）

国有財産の管理・監督の職責を履行する機関及びその職員は、法に従い国有財産に対する管理・監督を強化し、国有財産の価値の維持増大を促進し、国有財産の損失を防がなければならない。職権濫用、職務懈怠により、国有財産に損失をもたらした場合、法に従い法的責任を負わなければならない。

国有財産の管理規定に違反して、企業形態の変更、合併分割、関連取引等において、廉価で譲渡し、共謀して集団で着服し、無断で担保に供し、又はその他の方法により国有財産に損失をもたらした場合は、法に従い法的責任を負わなければならない。

#### 第260条（集団所有権の客体）

集団所有の不動産及び動産には、次に掲げるものが含まれる。

- (1) 法律が集団所有と規定する土地及び森林、山地、草原、荒蕪地、砂州
- (2) 集団が所有する建物、生産施設、農業用水利施設
- (3) 集団が所有する教育、科学、文化、衛生、スポーツ等の施設
- (4) 集団が所有するその他の不動産及び動産

#### 第261条（農民集団所有権）

農民集団所有の不動産及び動産は、当該集団構成員の集団所有に属する。

次に掲げる事項については、法定の手続に従い当該集団構成員が決定しなければな

らない。

- (1) 土地請負計画及び当該集団以外の組織又は個人への土地の請負
- (2) 土地請負経営権者間における請負地の調整
- (3) 土地補償費等の費用の使用・配分方法
- (4) 集団が出資した企業の所有権変動等の事項
- (5) 法律が規定するその他の事項

#### 第262条（農民集団所有権の行使）

集団が所有する土地及び森林、山地、草原、荒蕪地、砂州等については、次に掲げる規定に従い所有権を行使する。

- (1) 村農民集団の所有に属するものは、村集団経済組織又は村民委員会が法に従い集団を代表して所有権を行使する
- (2) 村内の複数の農民集団の所有に属するものは、村内の各集団経済組織又は村民小組が法に従い集団を代表して所有権を行使する
- (3) 郷鎮農民集団の所有に属するものは、郷鎮集団経済組織が集団を代表して所有権を行使する

#### 第263条（都市部集団所有権）

都市部の集団が所有する不動産及び動産については、法律、行政法規の規定に従い、当該集団が占有・使用・収益及び処分をする権利を有する。

#### 第264条（農村集団の財産状況の公開）

農村集団経済組織又は村民委員会、村民小組は、法律、行政法規及び定款、村規民約に従い、当該集団構成員に集団の財産状況を公開しなければならない。集団構成員は、関連する資料を閲覧・複製する権利を有する。

#### 第265条（集団所有財産の保護）

集団が所有する財産は法的保護を受け、いかなる組織又は個人も占拠、略奪、集団

での着服，破壊をすることを禁止する。

農村集団経済組織，村民委員会又はその責任者の下した決定が集団構成員の合法的権利利益を侵害した場合に，侵害された集団構成員は人民法院に取消を請求することができる。

#### 第266条（私人所有権の客体）

私人はその適法な収入，家屋，生活用品，生産用具，原材料等の不動産及び動産に対して所有権を有する。

#### 第267条（私人財産の保護）

私人の適法な財産は法的保護を受け，いかなる組織又は個人も占拠，略奪，破壊をすることを禁止する。

#### 第268条（企業への出資者の権利保護）

国，集団及び私人は，法に従い出資して有限会社，株式会社又はその他の企業を設立することができる。国，集団及び私人が所有する不動産又は動産を企業に投資した場合，出資者は約定又は出資の比率に応じて資産収益，重大事項決定及び経営管理者の選任等の権利を有し，かつ義務を履行する。

#### 第269条（営利法人の所有権）

営利法人はその不動産及び動産に対して，法律，行政法規及び定款に従い占有・使用・収益及び処分をする権利を有する。

営利法人以外の法人の不動産及び動産に対する権利については，関連する法律，行政法規及び定款の規定を適用する。

#### 第270条（社会团体法人等の所有権保護）

社会团体法人，寄付法人が法に従い所有する不動産及び動産は，法的保護を受ける。

### 第6章 区分所有者の建物区分所有権

#### 第271条（建物の区分所有権）

区分所有者は，建物内の住戸，商業用区画等の専有部分に対して所有権を有し，専有部分以外の共有部分に対しては共有及び

共同管理の権利を有する。

#### 第272条（専有部分に対する権利・義務）

区分所有者はその建物の専有部分に対して占有・使用・収益及び処分をする権利を有する。区分所有者は権利を行使する際に，建物の安全に危害を及ぼしてはならず，その他の区分所有者の合法的権利利益に損害を与えてはならない。

#### 第273条（共有部分に対する権利・義務）

区分所有者は，建物の専有部分以外の共有部分に対して，権利を有し，義務を負う。権利を放棄することにより義務の履行を免れることはできない。

区分所有者は建物内の住戸，商業用区画を譲渡する場合は，その共有部分に対して有する共有及び共同管理の権利を併せて譲渡するものとする。

#### 第274条（道路，緑地等の所有権の帰属）

建物敷地内の道路は，区分所有者の共有に属する。但し，都市部の公共道路に属するものを除く。建物敷地内の緑地は，区分所有者の共有に属する。但し，都市部の公共緑地に属するもの，又は個人に属すると明示されているものを除く。建物敷地内のその他の公共区域，公共施設及び建物管理業務用区画は，区分所有者の共有に属する。

#### 第275条（車庫の権利関係）

建物敷地内において，自動車駐車用に割り当てられた区画，車庫の帰属については，当事者が売買・区分所有権取得附随贈与又は賃貸等の方法により約定する。

区分所有者が共有する道路又はその他の場所を占用して自動車の駐車に用いる区画は，区分所有者の共有に属する。

#### 第276条（区分所有者の車庫利用優先権）

建物敷地内において，自動車駐車用に割り当てられた区画・車庫は，区分所有者の必要性を優先的に満たさなければならない。

#### 第277条（管理組合）

区分所有者は管理組合を設立し、管理組合理事会を選出することができる。管理組合、管理組合理事会の成立に関する具体的な条件及び手続きについては、法律、法規の規定に従う。

地方人民政府の関係部門、居民委員会は、管理組合の設立及び管理組合理事会の選挙に対して指導及び協力をしなければならない。

#### 第278条（区分所有者の共同決定事項）

次に掲げる事項については、区分所有者が共同で決定する。

- (1) 管理組合総会の議事規則の制定及び改正
- (2) 管理規約の制定及び改正
- (3) 管理組合理事会の選挙及び理事の改選
- (4) 不動産管理サービス会社又はその他の管理人の選任及び解任
- (5) 建物及びその附属施設の維持修繕資金の使用
- (6) 建物及びその附属施設の維持修繕資金の徴収
- (7) 建物及びその附属施設の改築・建て替え
- (8) 共有部分の用途の変更又は共有部分の経営活動への利用
- (9) 共有及び共同管理の権利に関するその他の重要事項

区分所有者の共同事項については、専有部分が建物総面積の3分の2以上を占める区分所有者で、かつ総人数の3分の2以上を占める区分所有者の評決によらなければならない。前項の第6号乃至第8号が規定する事項を決定する際に、専有部分が建物総面積の4分の3以上を占める区分所有者で、かつ評決に参加する4分の3以上を占める区分所有者の同意を得なければならない。

い。前項のその他の事項を決定する際に、専有部分が建物総面積の過半数の区分所有者で、かつ評決に参加する過半数の区分所有者の同意を得なければならない。

#### 第279条（住戸の用途変更）

区分所有者は、法律、法規及び管理規約に違反して、住戸を商業用区画に変更してはならない。区分所有者が住戸を商業用区画に変更する場合、法律、法規及び管理規約を遵守するほか、利害関係を有する区分所有者の一致の同意を得なければならない。

#### 第280条（管理組合の総会と理事会の決定）

管理組合総会又は管理組合理事会の決定は、区分所有者に対し法的拘束力を有する。

管理組合総会又は管理組合理事会の下した決定が、区分所有者の合法的権利利益を侵害した場合、侵害された区分所有者は人民法院に取消を請求することができる。

#### 第281条（保守修繕資金）

建物及びその附属施設の保守修繕資金は、区分所有者の共有に属する。区分所有者の共同の決定を経て、エレベーター、屋根、外壁、バリアフリー等の共有部分の保守修繕、更新及び改造に用いることができる。建物及びその附属施設の保守修繕資金の徴収、使用の状況は定期的に公開しなければならない。

建物及びその附属施設を緊急に修繕する必要がある場合、管理組合又は管理組合理事会は、法に従い建物及びその附属施設の保守修繕資金の使用を申請することができる。

#### 第282条（共有部分の収益）

施工主、不動産管理サービス会社又はその他の管理者等が、区分所有者の共有部分を利用して得た収益は、合理的なコストを控除した上、区分所有者の共有に属する。

#### 第283条（建物及び付属施設の費用分担、収益分配）

建物及びその付属施設にかかる費用の分担・収益の配分等の事項について、約定がある場合は約定に従う。約定がない場合、又は約定が不明確な場合は、区分所有者が有する専有部分の面積の占める割合に応じて確定する。

#### 第284条 (建物及び付属施設の管理)

区分所有者は建物及びその付属施設を自ら管理することができ、不動産管理サービス会社又はその他の管理者に管理を委託することもできる。

施工主が選任した不動産管理サービス会社又はその他の管理者については、区分所有者は法に従い変更する権利を有する。

#### 第285条 (建物管理者と区分所有者の関係)

不動産管理サービス会社又はその他の管理者は、区分所有者の委託に基づき、本法第3編の不動産管理サービス契約の規定に従い、建物敷地内の建物及びその付属施設を管理し、区分所有者の監督を受け、かつ不動産管理サービスの実施状況に関する区分所有者の質問に遅滞なく回答しなければならない。

不動産管理サービス会社又はその他の管理者は、政府が法に従い行った緊急措置及びその他の管理措置を執行し、協同して関連する業務を積極的に展開しなければならない。

#### 第286条 (区分所有者の義務)

区分所有者は、法律、法規及び管理規約を遵守しなければならない。その行為は資源節約・生態環境保護の要求に合致しなければならない。不動産管理サービス会社又はその他の管理者が執行する、政府が法に従い実施した緊急措置及びその他の管理措置について、区分所有者は法に従い協力しなければならない。

管理組合及び管理組合理事会は、ごみの

指定外投棄、汚染物の排出放置、騒音の発出、規定に反する動物の飼育、規則に反する増改築、通路の占拠、管理費の支払い拒否等の他人の合法的権利利益に損害を与える行為に対して、法律、法規及び管理規約に従い、行為者に侵害の停止、妨害の排除、危険の除去、原状の回復、損害賠償を請求する権利を有する。

区分所有者又はその他の行為者が関連する義務を履行しない場合は、関係する当事者は、行政の主管機関に報告又は訴えることができ、主管の行政機関は法に従い処理しなければならない。

#### 第287条 (区分所有者の提訴の権利)

区分所有者は、施工主、不動産管理サービス会社又はその他の管理者及び他の区分所有者による自らの合法的権利利益を侵害する行為に対して、民事責任を負うよう請求する権利を有する。

### 第7章 相隣関係

#### 第288条 (相隣関係処理の原則)

不動産の相隣権利者は生産に有利、生活に便利、団結互助、公平合理の原則に従い、相隣関係を適切に処理しなければならない。

#### 第289条 (相隣関係処理の根拠)

法律、法規に相隣関係の処理について規定がある場合は、その規定に従う。法律、法規に規定がない場合は、その地の慣習に従うことができる。

#### 第290条 (用水・排水・流水の利用)

不動産の権利者は、相隣権利者の用水・排水のために必要な便宜を提供しなければならない。

天然の流水の利用については、不動産の相隣権利者間において合理的に配分しなければならない。天然の流水の排出については、自然の流れを尊重しなければならない。

#### 第291条（隣地通行権）

不動産の権利者は、相隣権利者が通行等のためにその土地を利用せざるを得ない場合は、必要な便宜を提供しなければならない。

#### 第292条（隣地使用権）

不動産の権利者が建物の建造、修繕及び電線、ケーブル、水道管、暖房又はガスの敷設等のために相隣する土地・建物を利用せざるを得ない場合は、当該土地・建物の権利者は必要な便宜を提供しなければならない。

#### 第293条（建物建造時の注意義務）

建物を建造する場合は、工事建設に関する国の基準に違反して、相隣する建物の通風、採光及び日照を妨げてはならない。

#### 第294条（有害物質排出の禁止）

不動産の権利者は、国の規定に違反して固体廃棄物を投棄し、大気汚染物質、水質汚濁物、土壌汚染物、騒音、光放射、電磁波放射等の有害物質を排出してはならない。

#### 第295条（相隣不動産への安全確保義務）

不動産の権利者は、土地の掘削、建物の建造、パイプ・電線等の敷設及び設備の取り付け等の際に、相隣する不動産の安全に危害を及ぼしてはならない。

#### 第296条（相隣不動産利用時の損害発生回避義務）

不動産の権利者は、用水、排水、通行、パイプ・電線等の敷設等のため相隣する不動産を利用する際に、相隣する不動産の権利者に対する損害を可能な限り避けなければならない。

### 第8章 共有

#### 第297条（共有）

不動産又は動産は複数の組織・個人により共有することができる。共有には持分共有及び共同共有が含まれる。

#### 第298条（持分共有）

持分共有者は、共有する不動産又は動産に対してその持分に応じて所有権を有する。

#### 第299条（共同共有）

共同共有者は、共有する不動産又は動産に対して共同で所有権を有する。

#### 第300条（共有物の管理）

共有者は約定に従い共有する不動産又は動産を管理する。約定がない場合、又は約定が不明確な場合は、各共有者はいずれも管理する権利及び義務を有する。

#### 第301条（共有物の処分・重大な修繕）

共有する不動産又は動産の処分及び共有する不動産又は動産に対して大規模な修繕、その性質又は用途の変更をする場合、3分の2以上の持分を有する持分共有者又は共同共有者全員の同意を得なければならない。但し、共有者の間に別途約定がある場合を除く。

#### 第302条（共有物の管理費用）

共有者による共有物の管理費用及びその他の負担については、約定がある場合は、約定に従う。約定がない場合、又は約定が不明確な場合、持分共有者はその持分に応じて負担し、共同共有者は共同で負担する。

#### 第303条（共有物の分割）

共有者が共有する不動産又は動産を分割することができないと約定することにより、共有関係を維持しようとする場合は、約定に従わなければならない。但し、共有者に重大な理由があり分割する必要があるときは、分割を請求することができる。約定がない場合、又は約定が不明確な場合は、持分共有者はいつでも分割を請求することができ、共同共有者は共有の基礎が失われたとき、又は重大な理由により分割する必要があるときは、分割を請求することができる。分割によりその他の共有者に損害をも

たらしめた場合は、賠償をしなければならない。

#### 第304条 (分割方法及び共有者の担保責任)

共有者は分割の方法を協議により確定することができる。協議が合意に達することができず、共有する不動産又は動産を分割することができ、かつ分割により価値が減損しない場合は、現物を分割しなければならない。分割することが困難又は分割により価値が減損し得る場合は、換価又は競売、売却で得た代価を分割しなければならない。

共有者が分割して取得した不動産又は動産に瑕疵がある場合、その他の共有者は損失を分担しなければならない。

#### 第305条 (持分の譲渡)

持分共有者は共有する不動産又は動産の持分を譲渡することができる。その他の共有者は同等の条件の下で優先的に購入する権利を有する。

#### 第306条 (共有者の優先購入権)

持分共有者は、共有する不動産又は動産の持分を譲渡する際に、譲渡の条件を遅滞なくその他の共有者に通知しなければならない。その他の共有者は合理的な期間内に優先購入権を行使しなければならない。

複数のその他の共有者が優先購入権を行使する場合は、協議によって各自の購入割合を確定する。協議が整わないときは、譲渡時の各自の共有の割合に応じて優先購入権を行使する。

#### 第307条 (共有物から生じる債権・債務)

共有する不動産又は動産から生じた債権債務は、対外関係において、共有者は連帯債権を有し、連帯債務を負う。但し、法律に別段の定めがある場合、又は第三者が共有者は連帯債権債務関係を有しないと知っている場合を除く。共有者の内部関係において、共有者に別途約定がある場合を除き、持分共有者は持分に応じて債権を有

し、債務を負い、共同共有者は共同して債権を有し、債務を負う。自己が負担すべき持分を超えて債務を返済した持分共有者は、その他の共有者に対して求償する権利を有する。

#### 第308条 (共有の性質が不明確な場合)

共有者が共有する不動産又は動産が持分共有か共同共有かについて約定がない場合、又は約定が不明確な場合は、共有者間に家族関係等があるときを除き、持分共有とみなす。

#### 第309条 (共有持分の割合の推定)

持分共有者が共有する不動産又は動産に対して有する持分について、約定がない場合、又は約定が不明確な場合は、出資額に応じて推定する。出資額を確定することができない場合は、同額を有するとみなす。

#### 第310条 (準共有)

複数の組織・個人が共同で有する用益物権・担保物権については、本章の規定を参照し適用する。

### 第9章 所有権取得の特別規定

#### 第311条 (善意取得)

処分権のない者が不動産又は動産を譲受人に譲渡した場合、所有権者は取戻す権利を有する。法律に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる事由が生じたとき、譲受人は当該不動産又は動産の所有権を取得する。

- (1) 譲受人が当該不動産又は動産を譲り受けた時に善意であったとき
- (2) 合理的な価格で譲渡されたとき
- (3) 譲渡された不動産又は動産について、法律が登記をしなければならないと規定する場合にすでに登記をしているか、登記が必要でない場合はすでに譲受人に引き渡されているとき

譲受人が前項の規定に従い不動産又は動産の所有権を取得した場合、原所有者は処分権のない者に損害賠償を請求する権利を有する。

当事者がその他の物権を善意取得した場合は、前2項の規定を参照し適用する。

#### 第312条（遺失物の善意取得）

所有者又はその他の権利者は遺失物を取り戻す権利を有する。当該遺失物が譲渡により他人に占有されている場合、権利者は処分権のない者に対して損害賠償を請求し、又は譲受人を知り、若しくは知り得べき日から2年以内に譲受人に対して原物返還を請求する権利を有する。但し、譲受人が競売又は事業資格を有する事業者から当該遺失物を購入したときには、権利者は原物返還請求を行う際に譲受人が支払った費用を支払わなければならない。権利者は譲受人に対して費用を支払った後、処分権のない者に代価の弁償を請求する権利を有する。

#### 第313条（善意取得後の権利関係）

善意の譲受人が動産を取得した後、当該動産の上に元来存在した権利は消滅する。但し、善意の譲受人が譲受時に当該権利の存在を知り、又は知り得べき場合を除く。

#### 第314条（遺失物の拾得）

拾得した遺失物は、権利者に返還しなければならない。拾得者は権利者に速やかに受け取るように通知し、又は警察等の関係部門に引き渡さなければならない。

#### 第315条（遺失物の返還）

関係部門が遺失物を受け取り、権利者を知っている場合は、遅滞なく受け取るように通知しなければならない。不明な場合は、遅滞なく受取の公告をしなければならない。

#### 第316条（遺失物の保管）

拾得者は遺失物を関係部門に引き渡すまで、関係部門は遺失物が受け取られるま

で、遺失物を適切に保管しなければならない。故意又は重大な過失により遺失物を毀損・滅失した場合は、民事責任を負わなければならない。

#### 第317条（遺失物の保管費用等）

権利者は遺失物を受け取る際に、拾得者又は関係部門に対して遺失物の保管等に支出した必要費用を支払わなければならない。

権利者が遺失物を懸賞付きで搜索した場合は、遺失物を受け取るときに、約束通りに義務を履行しなければならない。

拾得者が遺失物を横領した場合、遺失物の保管等に支出した費用を請求する権利はなく、権利者に約束通りに義務を履行するよう請求する権利もない。

#### 第318条（受取人のない遺失物の帰属）

遺失物は受取の公告をした日から1年以内に受け取る者がいない場合、国の所有に帰する。

#### 第319条（漂流物、埋蔵物等の帰属）

漂流物を拾得し、埋蔵物又は包蔵物を発見した場合は、遺失物拾得の関連規定を参照し適用する。法律に別段の定めがある場合、その規定に従う。

#### 第320条（従物の付従性）

主物が譲渡される場合、従物は主物に伴い譲渡される。但し、当事者に別途約定がある場合を除く。

#### 第321条（果実の取得）

天然果実は、所有者が取得する。所有権者と用益物権者が存在する場合は、用益物権者が取得する。当事者に別途約定がある場合は、約定に従う。

法定果実は、当事者に約定がある場合、約定に従い取得する。約定がない場合、又は約定が不明確な場合は、取引慣習に従い取得する。

#### 第322条（加工・附合・混合後の物の帰属）

加工・附合・混合によって生じた物の帰属について、約定がある場合は、約定に従う。約定がない場合、又は約定が不明確な場合は、法律の規定に従う。法律に規定がない場合は、物の効用の十分な発揮及び無過失の当事者の保護の原則に従い確定する。一方当事者の過失又は物の帰属の確定により他方当事者に損害をもたらしただけの場合は、賠償又は補償をしなければならない。

### 第 3 分編 用益物権

#### 第10章 一般規定

##### 第323条 (用益物権の内容)

用益物権者は、他人の所有する不動産又は動産に対して、法に従い占有・使用及び収益の権利を有する。

##### 第324条 (自然資源の用益物権)

国家所有、又は集団が使用する国家所有及び法律が集団所有と規定する自然資源は、組織・個人が法に従い占有・使用及び収益をすることができる。

##### 第325条 (自然資源の有償使用制度)

国は自然資源の有償使用制度を実施する。但し、法律に別段の定めがある場合を除く。

##### 第326条 (用益物権者の権利行使)

用益物権者は、権利を行使する際に、資源の保護及び合理的な開発利用・生態環境の保護に関する法律の規定を遵守しなければならない。所有権者は用益物権者の権利行使に干渉してはならない。

##### 第327条 (収用・徴用時の補償)

不動産又は動産の収用・徴用により用益物権の消滅又は用益物権の行使に影響をもたらしただけの場合、用益物権者は本法第243条、第245条の規定に従い相応の補償を取得する権利を有する。

##### 第328条 (海域使用権の保護)

法に従い取得した海域使用権は、法的保護を受ける。

##### 第329条 (試掘権・採鉱権・取水権・養殖漁労権の保護)

法に従い取得した試掘権、採鉱権、取水権及び水域・砂州を利用して養殖・漁労に従事する権利は法的保護を受ける。

#### 第11章 土地請負経営権

##### 第330条 (総則)

農村集団経済組織は家族請負経営を基礎とした、統一と分散が結合した二重経営制度を実施する。

農民集団所有及び農民が集団で使用する国家所有の耕地・林地・牧草地及びその他の農業に用いられる土地は、法に従い土地請負経営制度を実施する。

##### 第331条 (土地請負経営権の内容)

土地請負経営権者は、法に従いその請負経営する耕地・林地・牧草地等に対して占有・使用及び収益の権利を有し、栽培業・林業・牧畜業等の農業生産に従事する権利を有する。

##### 第332条 (土地請負経営権の存続期間)

耕地の請負期間は30年とする。牧草地の請負期間は30年から50年とする。林地の請負期間は30年から70年とする。

前項に規定する請負期間が満了した場合、土地請負経営権者は農村土地請負に関する法律の規定に従い引き続き請負う。

##### 第333条 (土地請負経営権の設定・登記)

土地請負経営権は、土地請負経営権設定契約の効力発生時に設定される。

登記機関は土地請負経営権者に対して土地請負経営権証・林地権利証等の権利証を発給し、かつ登記をした上で登記簿に綴じ込み、土地請負経営権を確認しなければならない。

**第334条（土地請負経営権の交換・譲渡）**

土地請負経営権者は法律の規定に従い、土地請負経営権を交換・譲渡する権利を有する。法に従い許可を得なければ、請負地を農業以外の用途に転用してはならない。

**第335条（土地請負経営権の移転登記）**

土地請負経営権を交換・譲渡する際に、当事者は登記機関に登記を申請することができる。登記を経なければ、善意の第三者に対抗することができない。

**第336条（請負地の調整）**

発注者は請負期間内に請負地を調整してはならない。

自然災害により請負地が著しく毀損する等の特殊な事情があり、請負った耕地及び牧草地を適切に調整する必要がある場合は、農村土地請負の法律の規定に従い処理しなければならない。

**第337条（請負地の引上げ）**

発注者は請負期間内に請負地を引き上げてはならない。法律に別段の定めがある場合は、その規定に従う。

**第338条（請負地の収用）**

請負地が収用された場合、土地請負経営権者は本法第243条の規定に従い相応の補償を得る権利を有する。

**第339条（土地請負経営権の流通）**

土地請負経営権者は、法に従い賃貸・出資又はその他の方法を自ら決定し、他人に土地請負経営権を流通させることができる。

**第340条（土地経営権者の権利）**

土地経営権者は、契約の約定した期間内に農村土地を占有し、自ら農業生産経営を展開し収益を得ることができる。

**第341条（土地経営権の設定・登記）**

流通期間が5年以上の土地経営権は、流通契約の効力発生時に設定される。当事者は登記機関に土地経営権の登記を申請する

ことができる。登記を経なければ、善意の第三者に対抗することができない。

**第342条（土地経営権の流通）**

入札・競売・公開の協議等の方法により農村土地を請負い、法に従い権利証書を取得した場合は、土地経営権を賃貸・出資・抵当権設定又はその他の方法で流通させることができる。

**第343条（国家所有の農地の請負経営）**

国が所有する農用地に請負経営を実施する場合は、本編の関連規定を参照し適用する。

**第12章 建設用地使用权**

**第344条（建設用地使用权の内容）**

建設用地使用权者は、法に従い国の所有する土地に対し占有・使用及び収益の権利を有し、当該土地を利用して建物・構築物及びその付属施設を建造する権利を有する。

**第345条（地表・地上・地下の建設用地使用权）**

建設用地使用权は土地の地表・地上又は地下に別々に設定することができる。

**第346条（建設用地使用权設立時の原則）**

建設用地使用权の設定は、資源の節約・生態環境の保護の要求に合致しなければならない。法律、行政法規の土地用途に関する規定を遵守しなければならない。既に設定した用益物権を害してはならない。

**第347条（建設用地使用权の設定）**

建設用地使用权の設定は、払下げ又は割当て等の方法を採用することができる。

工業、商業、旅行、娯楽及び商品住宅等の事業用地並びに同一の土地に複数の土地利用希望者がいる場合、入札・競売等の公開競り売りの方法で払い下げなければならない。

割当ての方法で建設用地使用权を設定することを厳しく制限する。

#### 第348条 (建設用地使用権の設定契約)

入札・競売・協議等の払下げの方法を採用して建設用地使用権を設定する場合、当事者は書面により建設用地使用権の払下契約を締結しなければならない。

建設用地使用権払下契約には通常、次に掲げる条項が含まれる。

- (1) 当事者の名称及び住所
- (2) 土地の境界・面積等
- (3) 建物・構築物及びその付属施設が占有する空間
- (4) 土地の用途・企画条件
- (5) 存続期間
- (6) 払下代金等の費用及びその支払方法
- (7) 紛争解決の方法

#### 第349条 (建設用地使用権の登記)

建設用地使用権を設定する場合は、登記機関に建設用地使用権の登記を申請しなければならない。建設用地使用権は登記の時に設定される。登記機関は建設用地使用権者に権利証書を発給しなければならない。

#### 第350条 (建設用地使用権者の義務)

建設用地使用権者は土地を合理的に使用しなければならない。土地の用途を変更してはならない。土地の用途を変更する必要がある場合は、法に従い関係する行政主管部門の許可を経なければならない。

#### 第351条 (費用の支払)

建設用地使用権者は、法律の規定及び契約の約定に従い、払下代金等の費用を支払わなければならない。

#### 第352条 (建物等の所有権の帰属)

建設用地使用権者が建造する建物・構築物及びその付属施設の所有権は建設用地使用権者に属する。但し、これに反する証拠によって証明される場合を除く。

#### 第353条 (建設用地使用権の流通)

建設用地使用権者は建設用地使用権を譲

渡・交換・出資・贈与し、又は抵当権を設定する権利を有する。但し、法律に別段の定めがある場合を除く。

#### 第354条 (建設用地使用権の譲渡等の契約)

建設用地使用権を譲渡・交換・出資・贈与し、又は抵当権を設定する場合、当事者は書面により相応の契約を締結しなければならない。使用期間は当事者が約定する。但し、建設用地使用権の残余期間を超えてはならない。

#### 第355条 (建設用地使用権の移転登記)

建設用地使用権を譲渡・交換・出資し、又は贈与する場合は、登記機関に変更登記を申請しなければならない。

#### 第356条 (建設用地使用権と建物等との関係)

建設用地使用権を譲渡・交換・出資し、又は贈与する場合は、当該土地の上に存する建物・構築物及びその付属施設も併せて処分するものとする。

#### 第357条 (建物等の移転と建設用地使用権)

建物・構築物及びその付属施設を譲渡・交換・出資し、又は贈与する場合、当該建物・構築物及びその付属施設が占有する範囲内の建設用地使用権も併せて処分するものとする。

#### 第358条 (建設用地使用権の期間満了前の引上げ)

建設用地使用権の期間が満了する前に、公共の利益の必要性のために繰り上げて当該土地を引き上げる場合は、本法第243条の規定に従い、当該土地の上に存する家屋及びその他の不動産に対して補償を与え、かつ相応の払下代金を返還しなければならない。

#### 第359条 (建設用地使用権の期間満了)

住宅建設用地使用権の期間が満了した場合、自動的に期間は延長される。期間延長の費用納付又は減免は、法律、行政法規の

規定に従い処理する。

非住宅建設用地使用権の期間満了後の延長については、法律の規定に従い処理する。当該土地の上に存する家屋及びその他の不動産の帰属については、約定がある場合は、約定に従う。約定がない場合、又は約定が不明確な場合は、法律、行政法規の規定に従い処理する。

#### 第360条（建設用地使用権の消滅）

建設用地使用権が消滅した場合、私下人は速やかに抹消登記をしなければならない。登記機関は権利証書を回収しなければならない。

#### 第361条（集団所有地の建設用地の利用）

集団が所有する土地を建設用地とする場合は、土地管理の法律の規定に従い処理しなければならない。

### 第13章 宅地使用権

#### 第362条（宅地使用権の内容）

宅地使用権者は、集団が所有する土地について法に従い占有及び使用の権利を有し、法に従い当該土地を利用して住宅及びその付属施設を建造する権利を有する。

#### 第363条（宅地使用権の取得、行使及び譲渡）

宅地使用権の取得・行使及び譲渡については、土地管理の法律及び国の関連規定を適用する。

#### 第364条（宅地の滅失後の再配分）

宅地が自然災害等の原因により滅失した場合、宅地使用権は消滅する。宅地を失った村民に対して、法に従い再び宅地を配分しなければならない。

#### 第365条（宅地使用権の登記）

登記された宅地使用権を譲渡し、又はこれが消滅した場合、遅滞なく変更登記又は抹消登記をしなければならない。

### 第14章 居住権

#### 第366条（居住権の内容）

居住権者は生活居住の需要を満たすために、契約の約定に従い、他人の住宅に対し占有・使用の用益物権を有する。

#### 第367条（居住権の設定）

居住権の設定は、当事者が書面により居住権設定契約を締結しなければならない。

居住権設定契約には通常、次に掲げる条項が含まれる。

- （1）当事者の氏名又は名称及び住所
- （2）住宅の位置
- （3）居住の条件及び要求
- （4）居住権の存続期間
- （5）紛争解決の方法

#### 第368条（居住権の登記等）

居住権は無償で設定する。但し、当事者に別途約定がある場合を除く。居住権を設定する場合は、登記機関に居住権の登記を申請しなければならない。居住権は登記の時に設定される。

#### 第369条（居住権の制限）

居住権は譲渡・相続してはならない。居住権が設定された住宅は、賃貸に出すことができない。但し、当事者に別途約定がある場合を除く。

#### 第370条（居住権の消滅）

居住権の存続期間が満了し、又は居住権者が死亡した場合は、居住権が消滅する。居住権が消滅した場合は、遅滞なく抹消登記をしなければならない。

#### 第371条（遺言による居住権の設定）

遺言の方式により居住権が設定された場合は、本章の関連規定を参照し適用する。

### 第15章 地役権

#### 第372条（地役権の内容）

地役権者は契約の約定に従い、自己の不動産の便益を高めるために、他人の不動産を利用する権利を有する。

前項にいう他人の不動産を承役地とし、自己の不動産を要役地とする。

#### 第373条 (地役権の設定)

地役権の設定は、当事者が書面により地役権設定契約を締結しなければならない。

地役権設定契約には通常、次に掲げる条項が含まれる。

- (1) 当事者の氏名又は名称及び住所
- (2) 承役地及び要役地の位置
- (3) 利用の目的及び方法
- (4) 利用期間
- (5) 費用及びその支払方法
- (6) 紛争解決の方法

#### 第374条 (地役権の設定・登記)

地役権は地役権設定契約の効力発生時に設定される。当事者が登記を求めた場合は、登記機関に地役権の登記を申請することができる。登記を経なければ、善意の第三者に対抗することができない。

#### 第375条 (承役地の権利者の義務)

承役地の権利者は、契約の約定に従い、地役権者によるその不動産の利用を容認しなければならず、地役権者の権利行使を妨害してはならない。

#### 第376条 (地役権者の義務)

地役権者は、契約で約定した利用の目的及び方法に従い承役地を利用し、可能な限り承役地の権利者の物権を制限しないように努めなければならない。

#### 第377条 (地役権の存続期間)

地役権の期間は当事者が約定する。但し、土地請負経営権・建設用地使用権等の用益物権の残余期間を超えてはならない。

#### 第378条 (地役権の承継)

土地所有権者が地役権を有する場合、又

は地役権を負担する場合において、土地請負経営権・宅地使用権等の用益物権を設定するとき、当該用益物権者は、設定されていた地役権を引き続き有し、又は負担する。

#### 第379条 (用益物権の存する土地における地役権の設定)

土地請負経営権・建設用地使用権・宅地使用権等の用益物権が既に土地の上に設定されている場合、用益物権者の同意を得なければ、土地所有権者は地役権を設定することができない。

#### 第380条 (地役権の譲渡)

地役権は単独で譲渡することができない。土地請負経営権・建設用地使用権等が譲渡される場合は、地役権も併せて譲渡されるものとする。但し、契約に別途約定があるときを除く。

#### 第381条 (地役権に対する抵当権の設定)

地役権には単独で抵当権を設定することができない。土地経営権・建設用地使用権等に抵当権が設定されている場合において、抵当権を実行するとき、地役権も併せて移転するものとする。

#### 第382条 (要役地等の一部譲渡と地役権)

要役地及び要役地の上に存する土地請負経営権・建設用地使用権等の一部を譲渡する場合において、譲渡部分が地役権に及ぶとき、譲受人は同時に地役権を有するものとする。

#### 第383条 (承役地等の一部譲渡と地役権)

承役地及び承役地の上に存する土地請負経営権・建設用地使用権等の一部を譲渡する場合において、譲渡部分が地役権に及ぶとき、地役権は譲受人に対し法的拘束力を有する。

#### 第384条 (地役権の消滅事由)

地役権者に次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたとき、承役地の権利者は地役

権設定契約を解除する権利を有し、地役権は消滅する。

- （１）法律の規定又は契約の約定に違反し、地役権を濫用したとき
- （２）承役地を有償で利用し、約定の支払期間が満了した後、合理的期間内に２回の催告がなされても、費用を支払わなかったとき

#### 第385条（地役権の変更・抹消登記）

登記された地役権を変更・譲渡し、又はこれを消滅させた場合、遅滞なく変更登記又は抹消登記をしなければならない。

### 第４分編 担保物権

#### 第16章 一般規定

##### 第386条（担保物権の内容）

担保物権者は、債務者が履行期の到来した債務を履行せず、又は当事者の約定した担保物権実行事由が発生した場合、法に従い担保物から優先的に弁済を受ける権利を有する。但し、法律に別段の定めがあるときを除く。

##### 第387条（担保権の設定）

債権者は、消費貸借・売買等の民事活動において、その債権の実現を保障するために、担保を必要とする場合、本法及びその他の法律の規定に従い担保物権を設定することができる。

第三者が債務者のために債権者に担保を提供する場合は、債務者に相応の担保の提供を請求することができる。その担保については本法及びその他の法律の規定を適用する。

##### 第388条（担保物権設定契約の付従性等）

担保物権の設定は、本法及びその他の法律の規定に従い担保権設定契約を締結しなければならない。担保権設定契約には、抵

当権設定契約、質権設定契約及びその他の担保機能を有する契約が含まれる。担保権設定契約は主たる債権債務契約の従たる契約である。主たる債権債務契約が無効の場合は、担保権設定契約も無効とする。但し、法律に別段の定めがある場合を除く。

担保権設定契約の無効が確認された後、債務者、担保物権設定者、債権者に過失がある場合は、その過失に応じてそれぞれ民事責任を負わなければならない。

##### 第389条（被担保債権の範囲）

担保物権が担保する範囲には、主たる債権並びにその利息、違約金、損害賠償金、担保物の保管及び担保物権実行の費用が含まれる。当事者に別途約定がある場合は、その約定に従う。

##### 第390条（物上代位）

担保権存続期間内において、担保物の毀損・滅失又は取用等の場合、担保物権者は取得した保険金・賠償金又は補償金等から優先的に弁済を受けることができる。被担保債権の弁済期が到来していない場合は、当該保険金・賠償金又は補償金等を供託することもできる。

##### 第391条（債務移転と第三者の担保責任）

第三者が担保を提供し、その書面による同意を得ずに、債権者が債務の全部又は一部の移転を債務者に対して承諾した場合は、担保物権設定者はその部分については担保責任を負わない。

##### 第392条（物的担保と人的担保の実行）

被担保債権に物的担保のみならず、人的担保も供されている場合、債務者が期限の到来した債務を履行せず、又は当事者の約定した担保物権実行事由が発生したとき、債権者は約定に従い、被担保債権を実行しなければならない。約定がない場合、又は約定が不明確な場合において、債務者本人

が物的担保を供したとき、債権者はまず当該物的担保から債権を実現しなければならない。第三者が物的担保を供したとき、債権者は物的担保から債権を実現させ、又は保証人に保証責任を果たすよう請求することができる。担保を供した第三者は担保責任を果たした後、債務者に求償する権利を有する。

#### 第393条 (担保物権の消滅事由)

次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたとき、担保物権は消滅する。

- (1) 主たる債権の消滅
- (2) 担保物権の実行
- (3) 債権者による担保物権の放棄
- (4) 法律に規定するその他の担保物権の消滅事由

### 第17章 抵当権

#### 第1節 一般抵当権

##### 第394条 (抵当権の内容)

債務の履行を担保するために、債務者又は第三者が財産の占有を移転せずに、当該財産の抵当権を債権者のために設定した場合、債務者が期限の到来した債務を履行せず、又は当事者の約定した抵当権実行事由が発生したとき、債権者は当該財産から優先的に弁済を受ける権利を有する。

前項に規定する債務者又は第三者を抵当権設定者とし、債権者を抵当権者とし、担保に供した財産を抵当物とする。

##### 第395条 (抵当権の目的等)

債務者又は第三者が処分する権利を有する次に掲げる財産に抵当権を設定することができる。

- (1) 建物及びその他の土地の定着物
- (2) 建設用地使用权
- (3) 海域の使用权
- (4) 生産設備、原材料、半製品、製品

- (5) 建造中の建物、船舶、航空機
- (6) 交通輸送用具
- (7) 法律、行政法規が抵当権の設定を禁止していないその他の財産

抵当権設定者は前項に掲げる財産に同時に抵当権を設定することができる。

##### 第396条 (集合動産抵当権)

企業、個人工商業世帯、農業生産経営者は現に有し、及び将来有することになる生産設備、原材料、半製品、製品に抵当権を設定することができる。債務者が期限の到来した債務を履行せず、又は当事者の約定した抵当権実行事由が発生した場合、債権者は、抵当権設定時に確定された動産から優先的に弁済を受ける権利を有する。

##### 第397条 (建物と建設用地使用权の随伴性)

建物に抵当権を設定する場合、当該建物が占有する範囲内の建設用地使用权にも同時に抵当権を設定するものとする。建設用地使用权に抵当権を設定する場合、当該土地の上に存する建物にも同時に抵当権を設定するものとする。

抵当権設定者が前項の規定に従い併せて抵当権を設定しなかった場合、抵当権が設定されなかった財産にも併せて抵当権が設定されたものとみなす。

##### 第398条 (郷鎮村企業の建物の抵当権)

郷鎮・村営企業の建設用地使用权には単独で抵当権を設定することはできない。郷鎮・村営企業の工場等の建物に抵当権を設定する場合は、それが占有する範囲内の建設用地使用权にも併せて抵当権を設定するものとする。

##### 第399条 (抵当権の設定が禁止される財産)

次に掲げる財産には抵当権を設定することができない。

- (1) 土地所有権
- (2) 宅地、自留地、自留山等の集団が所

有する土地の使用権。但し、法律が抵当権を設定できると規定する場合を除く

- (3) 学校、幼稚園、医療機構等の公益を目的とする非営利法人の教育施設、医療衛生施設及びその他の公益施設
- (4) 所有権或使用権が不明であり、又は争いのある財産
- (5) 法に従い封印され、差し押えられ、監督管理されている財産
- (6) 法律、行政法規に抵当権を設定することができないと規定されているその他の財産

#### 第400条（抵当権設定契約）

抵当権の設定は、当事者が書面により抵当権設定契約を締結しなければならない。

抵当権設定契約には通常、次に掲げる条項が含まれる。

- (1) 被担保債権の種類及び金額
- (2) 債務者の債務の弁済期
- (3) 抵当物の名称、数量等の状況
- (4) 被担保債権の範囲

#### 第401条（流抵当契約の禁止）

抵当権者は債務の弁済期が到来する前に、債務者が期限の到来した債務を履行しないとき、抵当物を債権者の所有に帰属させることを抵当権設定者と約定した場合、法に従い抵当物から優先的に配当を受けるのみとする。

#### 第402条（不動産等の抵当権の登記）

本法第395条第1項第1号乃至第3号に規定する財産又は第5号に規定する建造中の建物に抵当権を設定する場合は、抵当権設定登記をしなければならない。抵当権は登記をした時に設定される。

#### 第403条（動産抵当権の登記）

動産に抵当権を設定する場合、抵当権は抵当権設定契約の効力発生時から効力を生ずる。登記を経なければ、善意の第三者に

対抗することができない。

#### 第404条（動産抵当権の特則）

動産に抵当権を設定する場合、正常な経営活動において合理的な代価を支払って抵当物を取得した譲受人に対抗することができない。

#### 第405条（抵当権と賃貸借との関係）

抵当権の設定前に抵当物を賃貸し、かつ占有も移転していた場合、元の賃貸借関係は当該抵当権の影響を受けない。

#### 第406条（抵当物の譲渡及び弁済）

抵当権存続期間内において、抵当権設定者は抵当物を譲渡することができる。当事者に別途約定がある場合は、その約定に従う。抵当物の譲渡により、抵当権は影響を受けない。

抵当権設定者は抵当物を譲渡したとき、速やかに抵当権者に通知しなければならない。抵当権者は、抵当物の譲渡が抵当権に害を及ぼすことを証明することができる場合は、抵当権設定者に譲渡による取得代価につき、弁済期の到来前の抵当権者への債務の弁済又は供託を請求することができる。譲渡の代価が債権額を超える部分については抵当権設定者の所有に帰し、不足部分は債務者が弁済する。

#### 第407条（抵当権の随伴性）

抵当権は債権と分離して単独で譲渡し、又はその他の債権の担保に供することができない。債権を譲渡する場合は、当該債権を担保する抵当権も併せて譲渡するものとする。但し、法律に別段の定めがある場合、又は当事者に別途約定がある場合を除く。

#### 第408条（抵当物の価値が減少した場合の抵当権者の請求権）

抵当権設定者の行為が抵当物の価値を減少させ得る場合、抵当権者は抵当権設定者に当該行為の停止を請求する権利を有す

る。抵当物の価値が減少した場合、抵当権者は抵当物の価値の回復、又は減少した価値に相当する担保の提供を請求する権利を有する。抵当権設定者が抵当物の価値を回復させず、担保も提供しない場合、抵当権者は債務者に弁済期の到来前の債務の弁済を請求する権利を有する。

#### 第409条 (抵当権又は抵当権の順位の処分)

抵当権者は抵当権又は抵当権の順位を放棄することができる。抵当権者と抵当権設定者は協議して抵当権の順位及び被担保債権額等の内容を変更することができる。但し、抵当権の変更は、その他の抵当権者の書面による同意を得なければ、その他の抵当権者に不利な影響を及ぼすことができない。

債務者が自己の財産に抵当権を設定した場合、抵当権者が当該抵当権・抵当権の順位を放棄し、又は抵当権を変更したとき、その他の担保権設定者は抵当権者が喪失した優先弁済を受ける権利利益の限度において担保責任を免れる。但し、その他の担保権設定者がなお担保に供することを承諾したときを除く。

#### 第410条 (抵当権の実行)

債務者が期限の到来した債務を履行せず、又は当事者の約定した抵当権実行事由が発生した場合、抵当権者と抵当権設定者は協議して抵当物を換価し、又は当該抵当物を競売し、売却して得た代価から優先的に弁済を受けることができる。協議がその他の債権者の利益を害する場合、その他の債権者は当該協議の取消を人民法院に請求することができる。

抵当権者が抵当権設定者と抵当権の実行方法について協議が調わなかった場合、抵当権者は人民法院に抵当物の競売・売却を請求することができる。

抵当物を換価し、又は売却する場合、市

場価格を参照しなければならない。

#### 第411条 (集合動産抵当権の客体の確定)

本法第396条の規定に従い抵当権を設定した場合、抵当物は次に掲げる事由が発生したときに確定する。

- (1) 債務の弁済期が到来したが、債権がまだ実現されていないとき
- (2) 抵当権設定者が破産宣告を受け、又は解散したとき
- (3) 当事者が約定した抵当権実行事由
- (4) 債権の実現に著しく影響を及ぼすその他の事由

#### 第412条 (抵当物の果実)

債務者が期限の到来した債務を履行せず、又は当事者の約定した抵当権実行事由が発生し、抵当物が人民法院により法に従い差し押さえられた場合、差押の日から抵当権者は当該抵当物の天然果実又は法定果実を收取する権利を有する。但し、抵当権者が法定果実を給付すべき義務者に通知しなかったときを除く。

前項に規定する果実は、まず果実の收取費用に充当しなければならない。

#### 第413条 (抵当権実行後の清算)

抵当物の換価又は競売・売却後、その代価が債権額を超える部分については抵当権設定者の所有に帰し、不足部分は債務者が弁済する。

#### 第414条 (代価の配当)

同一の財産につき、複数の債権者のために抵当権が設定された場合、抵当物を競売し、売却して得た代価は、次に掲げる規定に従い配当する。

- (1) 抵当権が登記されている場合は、登記の時間に従い配当する
- (2) 抵当権が登記されている場合は、未登記の場合に優先して弁済を受ける
- (3) 抵当権が未登記の場合は、債権の割

合に応じて配当する

その他の登記可能な担保物権について、その配当の順位は前項の規定を参照し適用する。

#### 第415条（抵当権、質権共存時の配当）

同一の財産につき、抵当権と質権が同時に設定された場合、当該財産を競売し、売却して得た代価は、登記・引渡しの際の先後により配当の順位を確定する。

#### 第416条（動産譲渡人の代金回収保障の特別規定）

動産抵当担保の主たる債権を抵当物の代金とし、目的物の引渡し後10日以内に抵当権登記を行った場合、当該抵当権者は、抵当物譲受人のその他の担保物権者に優先し配当を受ける。但し、留置権者を除く。

#### 第417条（抵当権設定後に建造された建物）

建設用地使用权に抵当権を設定した後、当該土地の上に新たに建造された建物は抵当物に含まれない。当該建設用地使用权について抵当権を実行する場合、当該土地の上に新たに建造された建物と建設用地使用权を併せて処分しなければならない。但し、新たに建造された建物につき得た代価について、抵当権者は優先的に弁済を受ける権利を有しない。

#### 第418条（集団所有土地の性質等の変更の制限）

集団所有土地の使用权が法により抵当権が設定された場合、抵当権実行後、法定の手続を経なければ、土地所有権の性質及び土地用途を変更することができない。

#### 第419条（抵当権の行使期間）

抵当権者は、主たる債権の訴訟時効期間内に抵当権を行使しなければならない。行使しなければ、人民法院は保護しない。

## 第2節 根抵当権

#### 第420条（根抵当権の内容）

債務の履行を担保するために、債務者又は第三者が一定期間内に継続的に発生するであろう債権のために財産を担保に供した場合、債務者が履行期の到来した債務を履行せず、又は当事者の約定した抵当権実行事由が発生したとき、抵当権者は極度額の限度において当該担保財産から優先的に弁済を受ける権利を有する。

根抵当権が設定される前に存在していた債権は、当事者の同意により、根抵当権の被担保債権に組み込むことができる。

#### 第421条（根抵当権の被担保債権の一部譲渡）

根抵当権の被担保債権の確定前に、一部の債権を譲渡した場合、根抵当権は移転しない。但し、当事者に別途約定があるときを除く。

#### 第422条（根抵当権の内容の変更と他の抵当権者の保護）

根抵当権の被担保債権の確定前に、根抵当権者と根抵当権設定者は協議して債権確定の期日、債権の範囲及び極度額を変更することができる。但し、変更の内容はその他の抵当権者に不利な影響を及ぼすことができない。

#### 第423条（被担保債権の確定事由）

次に掲げる事由のいずれかに該当するとき、被担保債権は確定する。

- (1) 約定した債権確定期日が到来したとき
- (2) 債権確定期日の約定がない場合、又は約定が不明確な場合において、根抵当権者又は根抵当権設定者が根抵当権設定の日から満2年後に債権の確定を請求したとき
- (3) 新たな債権が発生し得なくなったとき
- (4) 根抵当権者が抵当物の差押え又は押収を知り、又は知り得べきとき
- (5) 債務者、根抵当権設定者が破産宣告

を受け、又は解散したとき

- (6) 法律が規定するその他の被担保債権の確定事由

#### 第424条 (一般抵当権の規定の適用)

根抵当権については本節の規定を適用するほか、本章第1節の関連規定を適用する。

### 第18章 質権

#### 第1節 動産質権

##### 第425条 (動産質権の内容)

債務の履行を担保するため、債務者又は第三者がその動産を債権者に占有させた場合、債務者が期限の到来した債務を履行せず、又は当事者の約定した質権実行事由が発生したとき、債権者は当該動産から優先的に弁済を受ける権利を有する。

前項に規定する債務者又は第三者を質権設定者とし、債権者を質権者とし、引き渡した動産を質物とする。

##### 第426条 (質権設定の制限)

法律、行政法規が譲渡を禁止する動産には質権を設定することができない。

##### 第427条 (質権設定契約)

質権の設定は、当事者が書面により質権設定契約を締結しなければならない。

質権設定契約には通常、次に掲げる条項が含まれる。

- (1) 被担保債権の種類及び額
- (2) 債務者の債務の弁済期
- (3) 質物の名称、数量等の情報
- (4) 被担保債権の範囲
- (5) 質物引渡の時期、方式

##### 第428条 (流質契約の禁止)

質権者は債務の履行期が到来する前に、債務者が期限の到来した債務を履行しないとき、質物を債権者の所有に帰属させることを質権設定者と約定した場合、法に従い質物から優先的に配当を受けるのみとする。

##### 第429条 (質権の設定)

質権は、質権設定者が質物を引き渡した時に設定される。

##### 第430条 (質権者による果実の収取)

質権者は、質物の果実を収取することができる。但し、質権設定契約に別段の約定がある場合を除く。

前項に規定する果実は、まず果実収取費用に充当しなければならない。

##### 第431条 (質物の無断使用・処分による損害賠償責任)

質権者は質権存続期間内において、質権設定者の同意を得ずに、無断で質物を使用し、処分することによって、質権設定者に損害をもたらしたときは、賠償責任を負わなければならない。

##### 第432条 (質権者の保管義務)

質権者は、質物を適切に保管する義務を負う。不適切な保管により質物の毀損・滅失をもたらした場合は、賠償責任を負わなければならない。

質権者の行為が質物を毀損・滅失させるおそれがある場合、質権設定者は質権者に質物の供託を請求し、又は弁済期前に債務を弁済した上で質物の返還を請求することができる。

##### 第433条 (質物の滅失及び価値の減少)

質権者の責めに帰することができない事由により、質物を毀損し、又は質物の価値を著しく減少させるおそれがあり、それにより質権者の権利に危害を及ぼし得る場合、質権者は質権設定者に相応の担保の提供を求める権利を有する。質権設定者が提供しない場合、質権者は質物を競売し、売却することができ、かつ質権設定者と協議して競売、売却して得た代価を被担保債権の期限前の弁済に充てること、又はこれを供託することができる。

#### 第434条（転質）

質権者が質権存続期間内において、質権設定者の同意を得ずに転質して、質物を毀損又は滅失させた場合、賠償責任を負わなければならない。

#### 第435条（質権の放棄）

質権者は質権を放棄することができる。債務者が自己の財産に質権を設定した場合、質権者が当該質権を放棄したときは、その他の担保権設定者は質権者が喪失した優先弁済を受ける権利利益の限度において担保責任を免れる。但し、その他の担保権設定者がなおも担保に供することを承諾したときを除く。

#### 第436条（質物の返還及び質権の実行）

債務者が債務を履行し、又は質権設定者が弁済期前に被担保債権を弁済した場合、質権者は質物を返還しなければならない。

債務者が期限の到来した債務を履行せず、又は当事者の約定した質権実行事由が発生した場合、質権者は質権設定者と協議して質物を換価することができ、質物を競売し、売却して得た代価から優先的に弁済を受けることもできる。

質物を換価し、又は売却する場合、市場価格を参照しなければならない。

#### 第437条（質権設定者の実行請求権）

質権設定者は質権者に債務の弁済期が到来した後、速やかに質権を実行するよう請求することができる。質権者が実行しない場合、質権設定者は人民法院に質物の競売、売却を請求することができる。

質権設定者が質権者に速やかに質権を実行するよう請求し、質権者が権利の実行を怠ったために損害が生じたときは、質権者が賠償責任を負う。

#### 第438条（質権実行後の清算）

質物の換価又は競売・売却後、その代価

が債権額を超える部分については質権設定者の所有に帰し、不足部分は債務者が弁済する。

#### 第439条（質権等の規定の適用）

質権設定者と質権者は協議して根質権を設定することができる。

根質権については、本節の関連規定を適用するほか、本編第17章第2節の関連規定を参照し適用する。

### 第2節 権利質

#### 第440条（権利質の目的）

債務者又は第三者が処分する権利を有する次に掲げる権利に質権を設定することができる。

- (1) 為替手形、小切手、約束手形
- (2) 債券、預金証書
- (3) 倉荷証券、貨物引換証
- (4) 譲渡可能な基金の持分、株主権
- (5) 譲渡可能な登録商標専用権、特許権、著作権等の知的財産権における財産的権利
- (6) 現有及び有しうる売掛債権
- (7) 法律、行政法規が質権を設定できると規定するその他の財産権

#### 第441条（権利質の設定）

為替手形、小切手、約束手形、債券、預金証書、倉荷証券、貨物引換証に質権を設定する場合、質権は権利証書が質権者に引き渡された時に設定される。権利証書がない場合、質権は質権設定登記を処理した時に設定される。法律に別段の定めがある場合は、その規定に従う。

#### 第442条（権利質の実行）

為替手形、小切手、約束手形、債券、預金証書、倉荷証券、貨物引換証の支払期日又は引渡期日が被担保債権の弁済期より先に到来する場合、質権者は、それを換価

し、又は貨物を引き取ることができ、かつ質権設定者と協議して換価された代価又は引き取った貨物を被担保債権の期限前の弁済に充てること、又はこれを供託することができる。

#### 第443条（基金の持分等の質権）

基金の持分、株主権に質権を設定する場合、質権は質権設定登記をした時に設定される。

基金の持分、株主権は質権が設定された後、譲渡することができない。但し、質権設定者と質権者が協議して同意した場合を除く。質権設定者が基金の持分、株主権を譲渡して取得した代価は、質権者への期限前の弁済に充て、又は供託しなければならない。

#### 第444条（知的財産権の質権）

登録商標専用権、特許権、著作権等の知的財産権における財産的権利に質権を設定する場合、質権は質権設定登記をした時に設定される。

知的財産権における財産的権利に質権を設定した後、質権設定者は譲渡し、又は他人に使用を許可してはならない。但し、質権設定者と質権者が協議して同意した場合を除く。質権設定者が質権を設定した知的財産権における財産的権利を譲渡し、又は他人に使用を許可して得た代価は、質権者への期限前の弁済に充て、又は供託しなければならない。

#### 第445条（売掛債権の質権）

売掛債権に質権を設定する場合、質権は質権設定登記をした時に設定される。

売掛債権は質権が設定された後、譲渡することができない。但し、質権設定者と質権者が協議して同意した場合を除く。質権設定者が売掛債権を譲渡して得た代価は、質権者への期限前の弁済に充て、又は供託

しなければならない。

#### 第446条（動産質権規定の適用）

権利質については、本節の規定を適用するほか、本章第1節の関連規定を適用する。

### 第19章 留置権

#### 第447条（留置権の内容）

債務者が期限の到来した債務を履行しない場合、債権者は適法に占有した債務者の動産を留置することができ、かつ当該動産から優先的に弁済を受ける権利を有する。

前項に規定する債権者を留置権者とし、占有の動産を留置物とする。

#### 第448条（留置権財産と被担保債権の牽連性）

債権者が留置する動産は、債権と同一の法律関係に属さなければならない。但し、企業間の留置権を除く。

#### 第449条（留置権設定の制限）

留置できないと法律が規定し、又は当事者間が約定した動産は、留置することができない。

#### 第450条（留置物の価値と債務額）

留置物が分割可能である場合、留置物の価値は債務額に相当しなければならない。

#### 第451条（留置権者の保管義務）

留置権者は、留置物を適切に保管する義務を負う。不適切な保管により留置物の毀損・滅失をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。

#### 第452条（留置権者による果実の収取）

留置権者は、留置物の果実を収取する権利を有する。

前項に規定する果実は、まず果実収取費用に充当しなければならない。

#### 第453条（留置権の実行）

留置権者と債務者は物を留置した後の債務の弁済期を約定しなければならない。約定がない場合、又は約定が不明確な場合、

留置権者は債務者に60日以上債務弁済期限を与えなければならない。但し、生鮮品、腐敗しやすい物等保管が容易ではない動産を除く。債務者が弁済期後も債務を履行しない場合、留置権者は債務者と協議して留置物を換価することができ、留置物を競売し、売却して得た代価から優先的に弁済を受けることもできる。

留置物を換価し、又は売却する場合、市場価格を参照しなければならない。

#### 第454条（債務者の実行請求権）

債務者は留置権者に債務の弁済期が到来した後、留置権の行使を請求することができる。留置権者が行使しない場合、債務者は人民法院に留置物の競売・売却を請求することができる。

#### 第455条（留置権実行後の清算）

留置物の換価又は競売・売却後、その代価が債権額を超える部分については債務者の所有に帰し、不足部分は債務者が弁済する。

#### 第456条（留置権と抵当権・質権との競合）

同一動産の上に抵当権又は質権が設定され、当該動産が重ねて留置されたとき、留置権者は優先的に弁済を受ける。

#### 第457条（留置権の消滅）

留置権者が留置物の占有を喪失し、又は留置権者が債務者の提供する別の担保を受け入れた場合、留置権は消滅する。

### 第5分編 占有

#### 第20章 占有

##### 第458条（権限に基づく占有）

契約関係等に基づき生じた占有について、不動産又は動産に関する使用・収益・違約責任等は、契約の約定に従う。契約に約定がない場合、又は約定が不明確な場合は、関連する法律の規定に従う。

##### 第459条（悪意占有者の損害賠償責任）

占有者が占有する不動産又は動産の使用により、当該不動産又は動産に損害をもたらした場合、悪意の占有者は賠償責任を負わなければならない。

##### 第460条（占有物および果実の返還）

不動産又は動産が占有者に占有されている場合、権利者は原物及びその果実の返還を請求することができる。但し、権利者は、善意の占有者が当該不動産又は動産を保守するために支出した必要費用を支払わなければならない。

##### 第461条（占有者の物上代位）

占有する不動産又は動産が毀損・滅失し、当該不動産又は動産の権利者が賠償を請求した場合、占有者は毀損・滅失により取得した保険金・賠償金又は補償金等を権利者に返還しなければならない。権利者の損害が十分に補償されないときは、悪意の占有者は更に損失を賠償しなければならない。

##### 第462条（占有の回収と保持）

占有する不動産又は動産が侵奪された場合、占有者は原物の返還を請求する権利を有する。占有を妨害する行為に対して、占有者は妨害の排除又は危険の除去を請求する権利を有する。侵奪又は妨害により損害がもたらされた場合、占有者は損害賠償を請求する権利を有する。

占有者の原物返還請求権につき、侵奪が発生した日から1年以内に行使されない場合、当該請求権は消滅する。

### 第3編 契約

#### 第1分編 通則

##### 第1章 一般規定

##### 第463条（適用範囲）

本編は、契約により生じる民事関係を調整する。

#### 第464条 (契約の定義)

契約とは、民事主体間において民事法律関係を発生・変更・消滅させる合意をいう。

婚姻、養子縁組、後見等の身分関係に関する合意については、当該身分関係に関する法律の規定を適用する。規定がない場合は、その性質に基づき本編の規定を参照し適用することができる。

#### 第465条 (契約の効力)

法により成立した契約は、法的保護を受ける。

法により成立した契約は、当事者に対してのみ法的拘束力を有する。但し、法律に別段の定めがある場合を除く。

#### 第466条 (契約条項の解釈)

当事者が契約条項の理解に争いがある場合は、本法第142条第1項の規定に基づき、争いのある条項の意味を確定することとする。

契約文書を2種類以上の言語で締結し、かつ同等の効力を有すると約定している場合は、各文書が用いる文言については同じ意味を有するものと推定する。各文書の用いる文言に不一致がある場合は、契約の関連条項、性質、目的及び信義誠実の原則等に基づき解釈を行うものとする。

#### 第467条 (通則の適用等)

本法又はその他の法律に明文の規定がない契約については、本編の通則の規定を適用し、かつ本編又はその他の法律の最も類似する契約の規定を参照し適用することができる。

中華人民共和国の国内において履行する中外合弁経営企業契約、中外合作経営企業契約、中外合作自然資源探査開発契約は、中華人民共和国の法律を適用する。

#### 第468条 (契約によらない債権債務関係)

契約によらない債権債務関係は、当該債権債務関係に関する法律の規定を適用する。規定がない場合は、本編通則の関連規定を適用する。但し、その性質に基づき適用できない場合を除く。

## 第2章 契約の締結

#### 第469条 (締結形式)

当事者が契約を締結するにあたり、書面の形式、口頭の形式又はその他の形式を採用することができる。

書面の形式とは、契約書、書簡、電報、テレックス、ファックス等記載内容を有形的に表現できる形式をいう。

電子データ交換及び電子メール等の方式で記載内容を有形的に表現でき、かつ随時調べることができるデータ電文は、書面形式とみなす。

#### 第470条 (契約の内容)

契約の内容は当事者が約定し、通常、以下の条項が含まれる。

- (1) 当事者の氏名又は名称及び住所
- (2) 目的物
- (3) 数量
- (4) 品質
- (5) 代金又は報酬
- (6) 履行期限、場所及び方式
- (7) 違約責任
- (8) 紛争解決の方法

当事者は、各種契約の雛形文書を参照して契約を締結することができる。

#### 第471条 (申込及び承諾)

当事者は、契約を締結するにあたり、申込、承諾の方式又はその他の方式を採用することができる。

#### 第472条 (申込)

申込とは、他人と契約を締結することを希望する旨の意思表示であり、当該意思表

示は、次の各号の規定に合致しなければならない。

- (1) 内容が具体的に確定されていること
- (2) 申込受領者が承諾した場合、申込者が直ちに当該意思表示に拘束される旨が表明されていること

#### 第473条（申込の誘引）

申込の誘引とは、他人が自己に対して申込を発することを希望する旨の意思表示をいう。競売公告、入札募集公告、株式目論見書、債権募集弁法、基金募集説明書、商業広告及び宣伝、送付された価格表等は、申込の誘引とする。

商業広告と宣伝の内容が申込の規定に合致する場合は、申込とする。

#### 第474条（申込の効力発生）

申込の効力発生時期については、本法第137条の規定を適用する。

#### 第475条（申込の撤回）

申込は、撤回することができる。申込の撤回については、本法第141条の規定を適用する。

#### 第476条（申込の取消）

申込は、取り消すことができる。但し、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 申込者が承諾の期間を確定し、又はその他の形式により申込の取消ができないことを明示した場合
- (2) 申込受領者に申込は取り消すことができないものであると認識する理由があり、かつすでに契約履行のために合理的な準備行為に着手している場合

#### 第477条（申込の取消の意思表示）

申込の取消の意思表示を対話方式で行う場合は、当該意思表示の内容は申込受領者が承諾する前に申込受領者に知らせなければならない。申込の取消の意思表示を非対

話方式で行う場合は、申込受領者が承諾する前に申込受領者に到達しなければならない。

#### 第478条（申込の失効）

次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、申込は効力を失う。

- (1) 申込が拒絶されたとき
- (2) 申込が法により取り消されたとき
- (3) 承諾の期間が満了しても、申込受領者が承諾を行っていないとき
- (4) 申込受領者が申込の内容に対して実質的な変更を行ったとき

#### 第479条（承諾）

承諾とは、申込受領者が申込に同意する旨の意思表示をいう。

#### 第480条（承諾の方式）

承諾は、通知の方式により行うものとする。但し、取引慣習に基づく場合又は申込において行為により承諾を行うことができる旨が表明されている場合を除く。

#### 第481条（承諾の到達）

承諾は、申込において確定された期間内に申込者に到達しなければならない。

申込において承諾の期間が確定されていない場合は、承諾は次の各号の規定に従い到達しなければならない。

- (1) 申込が対話方式により行われた場合は、直ちに承諾を行わなければならない。
- (2) 申込が非対話方式により行われた場合は、承諾は合理的な期間内に到達しなければならない。

#### 第482条（承諾期間の起算日）

申込が書簡又は電報により行われた場合は、承諾の期間は、書簡に明記された日付又は電報発信の日から起算する。書簡に日付が明記されていない場合は、当該書簡投函の消印の日付から起算する。申込が電話、ファックス、電子メール等の高速通信方式により行われた場合は、承諾の期間

は、申込が申込受領者に到達した時から起算する。

#### 第483条（契約の成立）

承諾の効力発生時に契約は成立する。但し、法律に別段の定めがある場合又は当事者に別途約定がある場合を除く。

#### 第484条（承諾の効力発生）

通知方式で承諾を行った場合は、効力発生の時期については本法第137条の規定を適用する。

承諾につき通知が必要でない場合は、取引慣習又は申込の要求に基づき承諾の行為を行った時に効力を生じる。

#### 第485条（承諾の撤回）

承諾は、撤回することができる。承諾の撤回については、本法第141条の規定を適用する。

#### 第486条（期間徒過後の承諾）

申込受領者が承諾の期間を徒過してから承諾を発した場合、又は承諾の期間内に承諾を発したが通常の状況下で申込者に遅滞なく到達することができなかった場合は、新たな申込とする。但し、申込者が申込受領者に当該承諾は有効である旨を遅滞なく通知したときを除く。

#### 第487条（承諾の延着）

申込受領者が承諾の期間内に承諾を発し、通常の状況に照らせば申込者に遅滞なく到達するが、その他の原因により承諾が申込者に到達した時に承諾の期間を徒過していた場合は、申込者が申込受領者に承諾が期間を徒過していたため当該承諾を受領しない旨を遅滞なく通知したときを除き、当該承諾は有効とする。

#### 第488条（申込に対する実質的な変更）

承諾の内容は、申込の内容と一致しなければならない。申込受領者が申込の内容に対して実質的な変更を行った場合は、新た

な申込とする。契約の目的物、数量、品質、代金又は報酬、履行期限、履行場所及び履行方式、違約責任並びに紛争解決方法等に関する変更は、申込の内容に対する実質的な変更とする。

#### 第489条（申込に対する非実質的な変更）

承諾で申込の内容に対して非実質的な変更を行った場合は、申込者が反対を遅滞なく表示したとき又は申込において承諾で申込の内容に対していかなる変更も行つてはならない旨が表明されているときを除き、当該承諾は有効とし、契約の内容は承諾の内容を基準とする。

#### 第490条（書面契約の成立）

当事者が契約書の形式を採用して契約を締結する場合は、当事者の署名押印又は指印時に契約は成立する。署名押印又は指印の前に、一方の当事者がすでに主要な義務を履行し、相手方がこれを受け入れたときは、当該契約は成立する。

書面の形式を採用して契約を締結する旨が法律、行政法規で規定され、又はその旨を当事者が約定している場合において、当事者が書面の形式を採用していないが、一方がすでに主要な義務を履行し、相手方がこれを受け入れたときは、当該契約は成立する。

#### 第491条（契約成立の特別規定）

当事者が書簡、データ電文等の形式を採用して契約を締結し、確認書の締結を要求する場合は、確認書を締結した時に契約は成立する。

当事者の一方がインターネット等情報ネットワークを通じて公表した商品又はサービス情報が申込の条件に合致する場合は、相手方が当該商品又はサービスを選択し、かつ提出した注文が成功したときに、契約は成立する。但し、当事者に別途約定

がある場合は除く。

#### 第492条（契約成立の場所）

承諾の効力発生場所を契約成立の場所とする。

データ電文の形式を採用して契約を締結する場合は、受領者の主たる営業地を契約成立の場所とし、主たる営業地がないときは、その住所を契約成立の場所とする。当事者に別途約定がある場合は、その約定に従う。

#### 第493条（書面契約の成立場所）

当事者が契約書の形式を採用して契約を締結する場合は、最後の署名押印又は指印の場所を契約成立の場所とする。但し、当事者に別途約定がある場合は除く。

#### 第494条（指令の任務等）

国が応急措置、災害救助、疫病の予防コントロール又はその他の必要に応じて国家発注任務、指令の任務を下達した場合は、関連民事主体間において、関連法律、行政法规で規定する権利及び義務に従い契約を締結しなければならない。

法律、行政法規の規定により申込の発出義務を負う当事者は、遅滞なく合理的な申込を発出しなければならない。

法律、行政法規の規定により承諾の義務を負う当事者は、相手方の合理的な契約締結の要求を拒絶してはならない。

#### 第495条（予約契約）

当事者が将来の一定期間内に契約を締結すると約定した引受書、注文書、予約書等は、予約契約とする。

当事者の一方が予約契約の約定した契約締結義務を履行しない場合は、相手方は予約契約の違約責任を負うよう請求することができる。

#### 第496条（フォーム約款）

フォーム約款とは、当事者が繰り返し使

用するために事前に制定し、かつ契約締結時に相手方と協議しない条項をいう。

フォーム約款を採用して契約を締結する場合は、フォーム約款を提供する一方は、公平の原則を遵守して当事者間の権利及び義務を確定し、かつ合理的な方式を用いて、自己の責任を免除し又は軽減する等相手方にとって重大な利害関係のある条項につき、相手方の要求に従い、当該条項につき説明をしなければならない。フォーム約款を提供する一方が提示又は説明義務を履行しないことにより、相手方が重大な利害関係のある条項に注意又は理解しない場合は、相手方は当該条項を契約の内容としないことを主張することができる。

#### 第497条（フォーム約款の無効）

次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、当該フォーム約款は無効とする。

- (1) 本法第1編第6章第3節及び本法第506条の規定する無効の場合
- (2) フォーム約款を提供する一方が不合理にその責任を免除または軽減し、相手方の責任を加重し、相手方の主要な権利を制限している場合
- (3) フォーム約款を提供する一方が相手方の主要な権利を排除している場合

#### 第498条（フォーム約款の解釈）

フォーム約款の理解につき争いが生じた場合は、通常理解に従い解釈をしなければならない。フォーム約款に対して2種類以上の解釈がある場合は、フォーム約款を提供する一方に不利な解釈を行わなければならない。フォーム約款とフォーム約款以外の条項が一致しない場合は、フォーム約款以外の条項を採用しなければならない。

#### 第499条（懸賞）

懸賞者が公開方式で特定の行為を完成した者に対し報酬を支払う旨の声明を行った

場合は、当該行為を完成した者はその支払を請求することができる。

#### 第500条 (契約締結上の過失)

当事者が契約締結の過程において次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、相手方に損失を与えた場合は、賠償責任を負わなければならない。

- (1) 契約締結の名目を利用して、悪意で交渉を行った場合
- (2) 契約締結に関連する重要事実を故意に隠蔽し、又は虚偽の状況を提供した場合
- (3) その他信義誠実の原則に背く行為をした場合

#### 第501条 (営業秘密の保持義務)

当事者が契約締結の過程において知得した商業秘密又はその他の秘密保持すべき情報については、契約の成否にかかわらず、漏洩し、又は不当に使用してはならない。当該商業秘密又は情報を漏洩し、不当に使用して相手方に損失を与えた場合は、賠償責任を負わなければならない。

### 第3章 契約の効力

#### 第502条 (契約の効力発生)

法により成立した契約は、成立時から効力を生じる。但し、法律に別段の定めがある場合又は当事者に別途約定がある場合を除く。

法律、行政法規で契約に認可等の手続を行うべき旨が規定されている場合は、その規定に従う。認可等の手続を行っていないことにより契約の効力発生に影響を与えている場合は、契約における報告認可申請等の義務条項及び関連条項の効力に影響を与えない。認可申請等の手続を行わなければならない当事者が義務を履行しない場合は、相手方は当該義務に違反した責任を負

うよう請求することができる。

法律、行政法規で契約の変更・譲渡・解除等に認可等の手続を行うべき旨が規定されている場合は、前項の規定を適用する。

#### 第503条 (無権代理の追認)

無権代理人が被代理人の名義で締結した契約については、被代理人が契約義務の履行を開始し、又は相手方の履行を受け入れた場合は、契約に対する追認とみなす。

#### 第504条 (無権代表)

法人の法定代表者又は非法人組織の責任者が権限を越えて締結した契約に関しては、相手方がその権限踰越を知り又は知り得べき場合を除き、当該代表行為は有効であり、締結した契約は法人又は非法人組織に対して効力を生じる。

#### 第505条 (経営範囲を超えた契約)

当事者が経営範囲を超えて締結した契約の効力は、本法第1編第6章第3節及び本編の関連規定により確定しなければならない。経営範囲を超えたことのみにより契約の無効を確認してはならない。

#### 第506条 (無効な免責条項)

契約における次の各号に掲げる免責条項は、無効とする。

- (1) 相手方の人身に傷害を与えた場合
- (2) 故意又は重大な過失により相手方の財産に損失をもたらした場合

#### 第507条 (紛争解決条項の効力)

契約の効力不発生、無効、取消又は終了は、契約における紛争解決方法に関する条項の効力に影響を与えない。

#### 第508条 (関連規定の適用)

本編が契約の効力について規定していない場合は、本法第1編第6章の関連規定を適用する。

## 第4章 契約の履行

### 第509条（当事者の義務）

当事者は、約定に従い自己の義務を全面的に履行しなければならない。

当事者は、信義誠実の原則を遵守し、契約の性質、目的及び取引慣習に基づき通知、協力、秘密保持等の義務を履行しなければならない。

当事者は契約の履行過程において、資源の浪費・環境汚染及び生態の破壊を防止しなければならない。

### 第510条（契約の補充）

契約が効力を生じた後に、当事者が品質・代金又は報酬・履行場所等の内容につき約定していない場合又は約定が不明確な場合は、合意の上で補充することができ、補充の合意に達することができないときは、契約の関連条項又は取引慣習に従い確定する。

### 第511条（契約内容が明確でない場合）

当事者の契約内容に関する約定が不明確で、前条の規定に照らしても確定できない場合は、次の各号の規定を適用する。

- (1) 品質要求が明確でない場合は、強制的な国家基準に従い履行し、強制的な国家基準がない場合は、推奨的な国家基準に従い履行し、推奨的な国家基準がない場合は、業界基準に従い履行し、国家基準・業界基準がない場合は、通常基準又は契約目的に合致する特定の基準に従い履行する。
- (2) 代金又は報酬が明確でない場合は、契約締結時の履行地の市場価格に従い履行し、法により政府決定価格及び政府指導価格が実施されるべきものについては、規定に従い履行する。
- (3) 履行場所が明確でない場合におい

て、金銭を給付するときは、金銭を受領する一方の所在地で履行し、不動産を引き渡すときは、不動産の所在地で履行し、その他の目的物のときは、義務を履行する一方の所在地で履行する。

- (4) 履行期限が明確でない場合は、債務者は、随時履行することができ、債権者も随時履行を請求することができるが、相手方に必要な準備期間を与えなければならない。
- (5) 履行方式が明確でない場合は、契約目的の実現に有利な方式に従い履行する。
- (6) 履行費用の負担が明確でない場合は、義務を履行する一方が負担する。債権者が原因で増加した履行費用は、債権者が負担する。

### 第512条（電子契約）

インターネット等情報ネットワークを通じて締結した電子契約の目的物が引渡商品であり、かつ速達物流方式を用いて引き渡す場合は、受取人の受取署名時を引渡時とする。電子契約の目的物がサービスの提供である場合は、形成した電子証憑または実物証憑における記載の時間をサービス提供時とし、前記の証憑に時間の記載がない場合、又は記載時間と実際のサービス提供時間が一致しない場合は、実際のサービス提供時を基準とする。

電子契約の目的物をオンライン転送の方式で引き渡す場合は、契約目的物が相手方当事者の指定する特定のシステムに入り、かつ検索識別できる時間を引渡時とする。

電子契約の当事者が商品引渡又はサービス提供の方式・時間について別途約定がある場合は、その約定に従う。

### 第513条（政府価格の調整）

政府決定価格又は政府指導価格が実施されているものにつき、契約で定めた引渡期

限内に政府価格が調整された場合は、引渡時の価格に従い価格を計算する。期限を過ぎてから目的物を引き渡す場合において、価格が上昇していたときは、元の価格に従い、価格が下落していたときは、新たな価格に従う。期限を過ぎてから目的物を引き取り、又は期限を過ぎてから代金を支払う場合において、価格が上昇していたときは、新たな価格に従い、価格が下落したときは、元の価格に従う。

#### 第514条（金銭の支払を内容とする債）

金銭の支払を内容とする債については、法律に別段の定めがある場合又は当事者に別途約定がある場合を除き、債権者は債務者に実際の履行地の法定貨幣による履行を請求することができる。

#### 第515条（選択権）

債務の目的物が多項にわたるが、債務者がそのうちの一項のみの履行を必要とする場合は、債務者は選択権を有する。但し、法律に別段の定めがある場合、当事者に別途約定がある場合、又は別の取引慣習がある場合を除く。

選択権を有する当事者が約定の期限内又は履行期限満了時に選択をしておらず、催告を経た後合理的な期間内においても選択をしていない場合は、選択権は相手方に移転する。

#### 第516条（債務の目的の確定）

当事者の選択権の行使は遅滞なく相手方に通知し、通知が相手方に到達したとき、債務の目的が確定する。確定した債務の目的は変更してはならない。但し、相手方の同意を得た場合は除く。

選択できる債務の目的に履行できない状況が発生した場合は、選択権を有する当事者は履行できない目的を選択してはならない。但し、履行できない状況が相手方によ

る場合を除く。

#### 第517条（持分債権・持分債務）

債権者が複数であり、目的が可分であり、割合に応じて各自債権を有するものを持分債権とする。債務者が複数であり、目的が可分であり、割合に応じて各自債務を負うものを持分債務とする。

持分債権者または持分債務者の割合の確定が困難な場合は、同じ割合とみなす。

#### 第518条（連帯債権・連帯債務）

債権者が複数であり、一部または全部の債権者がいずれも債務者に債務の履行を請求できるものを連帯債権とする。債務者が複数であり、債権者が一部または全部の債務者に全部の債務の履行を請求できるものを連帯債務とする。

連帯債権又は連帯債務は、法律の規定又は当事者の約定による。

#### 第519条（連帯債務者の割合）

連帯債務者間の割合の確定が困難な場合は、同じ割合とみなす。

実際の債務負担が自己の割合を超えている連帯債務者は、超えている部分についてその他の連帯債務者が履行していない割合の範囲内で求償する権利を有し、かつ相応の債権者の権利を有する。但し、債権者の利益を損なうことはできない。その他の連帯債務者の債権者に対する抗弁は、当該債務者に対して主張することができる。

弁済を求められた連帯債務者が相応の負担額を履行することができない場合は、その他の連帯債務者は相応の範囲内で割合に応じて分担することとする。

#### 第520条（連帯債務の部分的消滅）

一部の連帯債務者が債務を履行・相殺し又は目的物を寄託した場合は、その他の債務者の債権者に対する債務は相応の範囲内において消滅する。当該債務者は前条の規

定に基づき、その他の債務者に求償することができる。

一部の連帯債務者の債務が債権者により免除された場合は、当該連帯債務者が負担すべき割合の範囲内において、その他の債務者の債権者に対する債務は消滅する。

一部の連帯債務者の債務と債権者の債権が同一人に帰属した場合は、当該債務者が負担すべき割合を控除した後、債権者のその他の債務者に対する債権は引き続き存在する。

一部の連帯債務者に対する債権者の給付受領が遅延した場合は、その他の連帯債務者に対し効力を生じる。

#### 第521条（連帯債務の規定の準用）

連帯債権者間の割合の確定が困難な場合は、同じ割合とみなす。

実際に債権を受領した連帯債権者は、その他の連帯債権者に対し割合に応じて返還しなければならない。

連帯債権は、本章連帯債務の関連規定を参照して適用する。

#### 第522条（第三者に対する履行）

当事者が債務者の第三者に対する債務を履行する旨を約定した場合において、債務者は、第三者に対して債務を履行していないとき又は債務の履行が約定に合致しないときは、債権者に対して違約責任を負わなければならない。

法律の規定又は当事者の約定により、第三者が直接債務者にその債務の履行を請求することができる場合において、第三者が合理的な期間内に明確に拒絶せず、債務者が第三者に債務の履行をせず、又は債務の履行が約定に合致しないときは、第三者は債務者に違約責任を負うよう請求することができる。債務者の債権者に対する抗弁は、第三者に主張することができる。

#### 第523条（第三者による履行）

当事者が第三者の債権者に対する債務を履行する旨を約定した場合において、第三者が債務を履行しないとき又は債務の履行が約定に合致しないときは、債務者は債権者に対して違約責任を負わなければならない。

#### 第524条（代位履行）

債務者が債務を履行せず、第三者が当該債務の履行に合法的な利益を有する場合は、第三者は債権者に対し代位履行する権利を有する。但し、債務の性質に基づき、当事者の約定又は法律の規定により債務者のみが履行する場合を除く。

債権者が第三者の履行を受け入れた後、その債務者に対する債権は第三者に譲渡する。但し、債務者と第三者に別途約定がある場合を除く。

#### 第525条（同時履行の抗弁権）

当事者が相互に債務を負い、履行順序に先後がない場合は、同時に履行しなければならない。一方は、相手方が履行するまでは、その履行請求を拒絶する権利を有する。一方は、相手方の債務の履行が約定に合致しないときは、その相応する履行請求を拒絶する権利を有する。

#### 第526条（先履行の抗弁権）

当事者が相互に債務を負い、履行順序に先後がある場合において、先に債務を履行する一方が履行していないときは、後に履行する一方は、その履行請求を拒絶する権利を有する。先に履行する一方の債務の履行が約定に合致しないときは、後に履行する一方は、その相応する履行請求を拒絶する権利を有する。

#### 第527条（不安の抗弁権）

先に債務を履行すべき当事者は、相手方が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する旨を証明する確実な証拠がある場合

は、履行を中止することができる。

- (1) 経営状況が著しく悪化した場合
- (2) 債務を免れるために、財産を移転し、資金を不正に回収した場合
- (3) 商業上の信用を喪失した場合
- (4) その他債務履行能力を喪失し、又は喪失するおそれがある場合

当事者は、確実な証拠がないのに履行を中止した場合は、違約責任を負わなければならない。

#### 第528条（不安の抗弁権の行使）

当事者は、前条の規定に従い履行を中止する場合は、遅滞なく相手方に通知しなければならない。相手方が適当な担保を提供したときは、履行を再開しなければならない。履行を中止した後、相手方が合理的な期間内に履行能力を回復しておらず、かつ適当な担保を提供していないときは、自己の行為をもって契約の主要な義務を履行しないことの表明とみなし、履行を中止した一方は、契約を解除することができ、かつ相手方に違約責任を負うよう請求することができる。

#### 第529条（債権者が分割・合併・住所変更を通知しない場合）

債権者が分割・合併し、又は住所を変更したのに債務者に通知せず、これにより債務の履行に困難が生じた場合は、債務者は、履行を中止し、又は目的物を供託することができる。

#### 第530条（期限前の履行）

債権者は、債務者による債務の期限前の履行を拒絶することができる。但し、期限前の履行が債権者の利益を損なわない場合を除く。

債務者による債務の期限前の履行により債権者において増加した費用は、債務者がこれを負担する。

#### 第531条（債務の一部履行）

債権者は、債務者による債務の一部履行を拒絶することができる。但し、一部履行が債権者の利益を損なわない場合を除く。

債務者による債務の一部履行により債権者において増加した費用は、債務者がこれを負担する。

#### 第532条（氏名・名称変更と履行義務の存続）

契約の効力が生じた後、当事者は氏名・名称の変更又は法定代表者・責任者・担当者の変動を理由に契約上の義務を履行しないことはできない。

#### 第533条（事情変更）

契約の成立後、契約の基礎条件に当事者が契約締結時に予見することができず、商業リスクに属さない重大な変化が生じ、契約の履行が当事者の一方にとって明らかに不公平である場合は、不利な影響を受ける当事者は相手方と新たに協議することができる。合理的な期間内に協議が合意に達しない場合は、当事者は人民法院又は仲裁機関に契約の変更又は解除を請求することができる。

人民法院又は仲裁機関は、事件の実際の状況を踏まえて、公平原則に基づき契約を変更又は解除しなければならない。

#### 第534条（国家利益、社会公共の利益に危害を加える行為）

当事者が契約を利用して国家利益、社会公共の利益に危害を加える行為を実施した場合は、市場監督管理及びその他の関係行政主管部门は法律、行政法規の規定に基づき監督処理の責任を負う。

### 第5章 契約の保全

#### 第535条（債権者代位権）

債務者がその債権及び当該債権に関連する従たる権利の行使を怠り、債権者の期限

到来債権の実現に影響を及ぼす場合は、債権者は人民法院に自己の名義で代位によって債務者の相手方に対する権利の行使を請求することができる。但し、当該権利が債務者の一身に専属する場合を除く。

代位権の行使範囲は、債権者の期限到来債権を限度とする。債権者が代位権の行使に必要な費用は、債務者が負担する。

相手方の債務者に対する抗弁は、債権者に対して主張することができる。

#### 第536条（代位請求）

債権者の債権の期限到来前に、債務者の債権又は当該権利に関連する従たる権利に訴訟時効期間がまもなく満了し又は破産債権の申告を遅滞なく行っていない等の状況が存在し、債権者の債権実現に影響を及ぼす場合は、債権者は代位して債務者の相手方に対して債務者への履行、破産管財人への申告又はその他の必要な行為を請求することができる。

#### 第537条（代位権の成立）

人民法院が代位権の成立を認定した場合は、債務者の相手方が債権者に義務を履行し、債権者が義務の履行を受け入れた後、債権者と債務者間、債務者と相手方間の相応の権利義務は消滅する。債務者の相手方に対する債権又は当該権利に関連する従たる権利が保全・執行措置を講じられ、又は債務者が破産した場合は、関連法律の規定により処理する。

#### 第538条（債権者取消権）

債務者がその債権の放棄、債権の担保の放棄、財産の無償譲渡等の方式により無償で財産権益を処分し、又は悪意でその期限到来債権の履行期限を延長し、債権者の債権実現に影響を及ぼす場合は、債権者は人民法院に債務者の行為の取消を請求することができる。

#### 第539条（債務者の相手方の悪意）

債務者が明らかに不合理な低価格で財産を譲渡し、明らかに不合理な高価格で他人の財産を譲り受け、又は他人の債務に担保を提供し、債権者の債権実現に影響を及ぼし、債務者の相手方が当該状況を知り又は知り得べき場合は、債権者は人民法院に債務者の行為の取消を請求することができる。

#### 第540条（取消権の行使範囲）

取消権の行使範囲は、債権者の債権を限度とする。債権者の取消権の行使に必要な費用は、債務者が負担する。

#### 第541条（債権者取消権の消滅時効）

取消権は、債権者が取消事由を知り又は知り得べき日から１年以内に行使しなければならない。債務者の行為発生の日から５年以内に取消権を行使しない場合は、当該取消権は消滅する。

#### 第542条（取消の効力）

債権者の債権実現に影響を及ぼす債務者の行為が取り消された場合は、初めから法的拘束力を有しない。

### 第6章 契約の変更及び譲渡

#### 第543条（契約の変更）

当事者は、協議し合意した場合は、契約を変更することができる。

#### 第544条（変更内容が明確でない場合）

当事者の契約変更内容についての約定が明確でない場合は、変更されていないものと推定する。

#### 第545条（債権譲渡）

債権者は、債権の全部又は一部を第三者に譲渡することができる。但し、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 債権の性質に基づき、譲渡することができない場合

(2) 当事者の約定により、譲渡することができない場合

(3) 法律の規定に従い、譲渡することができない場合

非金銭債権は譲渡することができないと当事者が約定している場合は、善意の第三者に対抗することができない。金銭債権は譲渡することができないと当事者が約定している場合は、第三者に対抗することができない。

#### 第546条 (債務者への通知)

債権者の債権譲渡を債務者に通知していない場合は、当該譲渡は債務者に対して効力を生じない。

債権譲渡の通知は、これを取り消すことができない。但し、譲受人の同意を得た場合を除く。

#### 第547条 (従たる権利の移転)

債権者が債権を譲渡する場合は、譲受人は、債権に関連する従たる権利を取得する。但し、当該従たる権利が債権者の一身に専属する場合を除く。

譲受人の従たる権利の取得は、当該従たる権利が移転登記手続を履行していない又は占有を移転していないことにより、影響を受けない。

#### 第548条 (債務者の抗弁権)

債務者が債権譲渡通知を受領した後は、債務者の譲渡人に対する抗弁は、これを譲受人に対して主張することができる。

#### 第549条 (債権譲渡と相殺)

次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、債務者は譲受人に対して相殺を主張することができる。

(1) 債務者が債権譲渡通知を受領した時に、債務者が譲渡人に対して債権を有しており、かつ債務者の債権の期限が、譲渡された債権より前に到来し、又は

譲渡された債権と同時に到来する場合

(2) 債務者の債権と譲渡された債権が同一の契約に基づいている場合

#### 第550条 (債権譲渡により増加した履行費用の負担)

債権譲渡により増加した履行費用は、譲渡人が負担する。

#### 第551条 (債務引受)

債務者は、債務の全部又は一部を第三者に移転する場合は、債権者の同意を得なければならない。

債務者又は第三者が債権者に合理的な期間内に同意するよう催告することができ、債権者が意思表示をしない場合は、不同意とみなす。

#### 第552条 (連帯債務の負担の請求)

第三者と債務者が債務の加入を約定し、かつ債権者に通知し、又は第三者が債権者に対して債務加入の意思を表示し、債権者が合理的な期間内に明確に拒絶しない場合は、債権者は第三者に対して負担する意思のある範囲内において債務者と連帯債務を負担するよう請求することができる。

#### 第553条 (新債務者の抗弁権)

債務者が債務を移転した場合は、新たな債務者は、元の債務者の債権者に対する抗弁を主張することができる。元の債務者が債権者に対して債権を有する場合は、新たな債務者は債権者に対して相殺を主張することができない。

#### 第554条 (従たる債務の移転)

債務者が債務を移転した場合は、新たな債務者は、主たる債務に関連する従たる債務を負わなければならない。但し、当該従たる債務が元の債務者の一身に専属する場合を除く。

#### 第555条 (契約上の地位の移転)

当事者の一方は、相手方の同意を得て、

自己の契約上の権利及び義務を一括して第三者に譲渡することができる。

#### 第556条（契約上の地位の移転の適用法律）

契約上の権利及び義務を一括して譲渡する場合は、債権譲渡・債務移転の関連規定を適用する。

### 第7章 契約上の権利義務の消滅

#### 第557条（債権債務の消滅）

次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、債権債務は消滅する。

- (1) 債務がすでに履行されたとき
- (2) 債務が互いに相殺されたとき
- (3) 債務者が法に従い目的物を供託したとき
- (4) 債権者が債務を免除したとき
- (5) 債権債務が同一人に帰属したとき
- (6) 消滅する旨を法律が規定し、又はその旨を当事者が約定したその他の事由

契約が解除された場合は、当該契約上の権利義務関係は消滅する。

#### 第558条（債権債務消滅後の当事者の義務）

債権債務が消滅した後も、当事者は、信義誠実等の原則を遵守し、取引慣習に基づき通知、協力、秘密保持、旧品回収等の義務を履行しなければならない。

#### 第559条（債権の従たる権利の消滅）

債権債務の消滅時、債権の従たる権利は同時に消滅する。但し、法律に別段の定めがある場合又は当事者に別途約定がある場合を除く。

#### 第560条（履行債務の指定）

債務者が同一の債権者に対して負担する数個の債務種類が同じであり、債務者の給付が全部の弁済に足りない場合は、当事者に別途約定がある場合を除き、債務者が弁済時にその履行する債務を指定する。

債務者が指定していない場合は、期限到

来の債務を優先的に履行しなければならない。複数の債務がいずれも期限が到来している場合は、債権者に対し担保が欠けている又は担保が最も少ない債務を優先的に履行しなければならない。いずれも担保がない場合、又は担保の額が同じである場合は、債務が比較的重い債務を優先的に履行しなければならない。負担が同じ場合は、債務の期限到来の先後に従い履行しなければならない。期限到来の時期が同じである場合は、債務の割合に従い履行しなければならない。

#### 第561条（利息等の支払）

債務者は主たる債務の履行のほかに、利息及び債権実現の関連費用を支払わなければならない。その給付が全部債務の弁済に足りない場合は、当事者に別途約定がある場合を除き、以下の順序で履行しなければならない。

- (1) 債権実現の関連費用
- (2) 利息
- (3) 主たる債務

#### 第562条（合意による解除）

当事者は、協議し合意した場合は、契約を解除することができる。

当事者は、一方による契約解除の事由を約定することができる。契約解除の事由が発生した場合は、解除権者は契約を解除することができる。

#### 第563条（法定解除）

次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当事者は契約を解除することができる。

- (1) 不可抗力により契約目的の実現が不能となったとき
- (2) 履行期限が到来する前に、当事者の一方が主要な債務を履行しない旨を明確に表示し、又は自己の行為で表明し

たとき

- (3) 当事者の一方が主要な債務の履行を遅滞し、催告を経た後合理的な期間内に依然として履行していないとき
- (4) 当事者の一方が債務の履行を遅滞し、又はその他の違約行為をしたことにより契約目的の実現が不能となったとき

- (5) 法律で規定するその他の事由

持続的に履行する債務を内容とする継続的契約については、当事者は随時契約を解除することができる。但し、合理的な期間の前に相手方に通知しなければならない。

#### 第564条（解除権の行使期限）

解除権の行使期限につき法律の規定又は当事者の約定があり、期限が到来しても当事者が行使しない場合は、当該権利は消滅する。

解除権の行使期限につき法律の規定又は当事者の約定はなく、解除権者が解除事由を知り又は知り得べき日から1年以内に行使せず、又は相手方による催告を経た後合理的な期間内に行使しない場合は、当該権利は消滅する。

#### 第565条（解除の通知）

当事者の一方が、法により契約解除を主張する場合は、相手方に通知しなければならない。契約は、通知が相手方に到達した時に解除される。債務者が一定期間内に債務を履行しなければ契約は自動的に解除されると通知で明記し、債務者が当該期間内に債務を履行しない場合は、契約は通知明記の期限到来時に解除される。相手方が契約解除に異議がある場合は、いずれの一方当事者も人民法院又は仲裁機関に契約解除行為の効力の確認を請求することができる。

当事者の一方が相手方に通知せず、直接訴訟の提起又は仲裁の申立という方式で法

により契約の解除を主張し、人民法院又は仲裁機関が当該主張を確認した場合は、契約は訴状副本又は仲裁申立書副本が相手方に送達された時に解除される。

#### 第566条（解除の効果）

契約解除後、まだ履行していない場合は履行は消滅し、すでに履行した場合は、履行の状況及び契約の性質に基づき、当事者は原状回復又はその他の救済措置を講じることを請求することができ、かつ損失の賠償を請求する権利を有する。

契約が違約により解除された場合は、解除権者は違約した一方に違約責任を負担するよう請求することができる。但し、当事者に別途約定がある場合を除く。

主契約の解除後、担保者は債務者が負わなければならない民事責任について依然として担保責任を負わなければならない。但し、担保契約に別の約定がある場合を除く。

#### 第567条（決済・清算条項の存続）

契約上の権利義務関係の消滅は、契約における決済又は清算条項の効力に影響を与えない。

#### 第568条（相殺）

当事者が互いに債務を負っており、当該債務の目的物の種類・品質が同じである場合は、いずれの一方も自己の債務をもって相手方の期限到来債務と相殺することができる。但し、債務の性質に基づき、当事者の約定又は法律の規定により、相殺することができない場合を除く。

当事者が相殺を主張する場合は、相手方に通知しなければならない。通知は、相手方に到達した時から効力を生じる。相殺は、これに条件又は期限を付することができる。

#### 第569条（目的物の種類等が同じでない場合）

当事者が互いに債務を負っており、目的

物の種類・品質が同じでない場合も、双方が協議し合意すれば、相殺することができる。

#### 第570条（供託）

次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、債務の履行が困難なときは、債権者は目的物を供託することができる。

- （１）債権者が正当な理由なく受領を拒絶したとき
- （２）債権者が行方不明であるとき
- （３）債権者が死亡し、相続人・遺産管理者が確定されていないとき、又は民事行為能力を喪失し、後見人が確定されていないとき
- （４）法律で規定するその他の事由

目的物が供託に適しない場合又は供託費用が著しく高い場合は、債務者は、法により目的物を競売又は売却換金し、それにより得た代金を供託することができる。

#### 第571条（供託の成立）

債務者が目的物又は目的物を法により競売し、売却換金して得た代金を供託部門に引渡したとき、供託が成立する。

供託が成立した場合は、債務者がその供託範囲内において目的物をすでに引き渡したものとみなす。

#### 第572条（債権者への通知）

目的物の供託後、債務者は、遅滞なく債権者又は債権者の相続人・遺産管理者・後見人・財産代理管理者に通知しなければならない。

#### 第573条（供託の効果）

目的物の供託後、毀損・滅失の危険は、債権者が負担する。供託期間においては、目的物の果実は、債権者の所有に帰属する。供託費用は、債権者が負担する。

#### 第574条（供託物の受領）

債権者は、随時供託物を受領することができる。但し、債権者が債務者に対して期

限到来債務を負っている場合は、債権者が債務を履行し、又は担保を提供するまでは、供託部門は、債務者の要求に基づき、債権者による供託物の受領を拒絶しなければならない。

債権者が供託物を受領する権利は、供託の日から５年以内に行使しないと消滅し、供託物は、供託費用を控除した後に国の所有に帰属する。但し、債権者が債務者に対する期限到来債務を履行せず、又は債権者が供託部門に対し供託物受領の権利を書面で放棄した場合は、債務者は供託費用を負担した後、供託物を取り戻す権利を有する。

#### 第575条（債務の免除）

債権者が債務者に対して債務の一部又は全部を免除した場合は、債権債務の一部又は全部が消滅する。但し、債務者が合理的な期間内に拒絶した場合を除く。

#### 第576条（債権債務の混同）

債権及び債務が同一人に帰属した場合は、債権債務は消滅する。但し、第三者の利益を損なう場合を除く。

### 第8章 違約責任

#### 第577条（違約責任）

当事者の一方は、契約上の義務を履行せず、又は契約上の義務の履行が約定に合致しない場合は、履行を継続し、救済措置を講じ、又は損失を賠償する等の違約責任を負わなければならない。

#### 第578条（履行拒絶）

当事者の一方が契約上の義務を履行しない旨を明確に表示し、又は自己の行為で表明した場合は、相手方は、履行期限が到来する前に、当該当事者に違約責任を負うよう請求することができる。

#### 第579条（金銭債務等の不履行）

当事者の一方が代金、報酬、賃料、利息

を支払っていない場合又はその他の金銭債務を履行しない場合は、相手方は、その支払を請求することができる。

#### 第580条（非金銭債務の不履行等）

当事者の一方が非金銭債務を履行せず、又は非金銭債務の履行が約定に合致しない場合は、相手方は、履行を請求することができる。但し、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 法律上又は事実上履行が不能である場合
- (2) 債務の目的物が強制履行に適さない場合又は履行費用が著しく高い場合
- (3) 債権者が合理的な期間内に履行の請求をしていない場合

前項が規定する除外状況のいずれかに該当し、契約目的の実現が不能の場合は、人民法院又は仲裁機関は当事者の請求に基づき、契約上の権利義務関係を消滅させることができる。但し、違約責任の負担に影響を与えない。

#### 第581条（代替履行の費用負担）

当事者の一方が債務を履行せず、又は債務の履行が約定に合致せず、債務の性質に基づき強制執行ができない場合は、相手方は第三者が代わって履行した費用の負担を請求することができる。

#### 第582条（違約責任）

履行が約定に合致しない場合は、当事者の約定に従い違約責任を負わなければならない。違約責任につき約定していない、又は約定が明確でなく、本法第510条の規定に照らしても確定できない場合は、損害を受けた一方は、目的物の性質及び損失の大きさに基づき、相手方に対し、修理、再製作、交換、返品、代金又は報酬の減額等の違約責任の負担を合理的に選択して請求することができる。

#### 第583条（損害賠償）

当事者の一方が契約上の義務を履行せず、又は契約上の義務の履行が約定に合致しない場合は、義務の履行後又は救済措置を講じた後も、相手方にその他の損失があるときは、損失を賠償しなければならない。

#### 第584条（損害賠償額）

当事者の一方が契約上の義務を履行せず、又は契約上の義務の履行が約定に合致せず、相手方に損失を与えた場合は、損失の賠償額は、違約によって生じた損失に相当するものでなければならず、契約履行後の得べかりし利益を含む。但し、契約に違反した一方が契約締結時に契約違反によりもたらされる可能性があると予見し、又は予見すべき損失を超えてはならない。

#### 第585条（違約金）

当事者は、一方が違約したときは違約の状況に基づき相手方に一定額の違約金を支払わなければならない旨を約定することができ、違約によって生じた損失の賠償額の計算方法を約定することもできる。

約定した違約金が、生じた損失を下回る場合は、人民法院又は仲裁機関は当事者の請求に基づき増額することができる。約定した違約金が、生じた損失を著しく上回る場合は、人民法院又は仲裁機関は当事者の請求に基づき適当に減額することができる。

当事者が履行遅滞につき違約金を約定した場合において、違約した一方は、違約金を支払った後、さらに債務を履行しなければならない。

#### 第586条（手付金）

当事者は、一方が相手方に債権の担保として手付金を支払う旨を約定することができる。手付金契約は、手付金の実際の支払時に効力を生じる。

手付金の額は当事者が約定する。但し、

主契約の目的物の額の20%を超えてはならず、超えた部分は手付金の効力を生じない。実際に引き渡した手付金の額が約定の額より多い場合又は少ない場合は、約定した手付金額の変更とみなす。

#### 第587条（手付金の返還等）

債務者が債務を履行した後、手付金は、これを代金に充当し、又は回収しなければならない。手付金を支払った一方が債務を履行しない場合、又は債務の履行が約定に合致せず契約の目的を実現することができない場合は、手付金の返還を請求する権利を有しない。手付金を受領した一方が債務を履行しない場合、又は債務の履行が約定に合致せず契約の目的を実現することができない場合は、手付金の倍額を返還しなければならない。

#### 第588条（違約金又は手付金の選択）

当事者が違約金を約定し、手付金も約定した場合において、一方が違約したときは、相手方は、違約金又は手付金の条項を選択して適用することができる。

手付金が一方の違約により生じた損失を補填するのに不足している場合は、相手方は手付金額を超える損失の賠償を請求することができる。

#### 第589条（増加した費用の賠償請求）

債務者が約定に従い債務を履行し、債権者が正当な理由なく受領を拒絶した場合は、債務者は債権者に増加した費用の賠償を請求することができる。

債権者の受領遅延期間において、債務者は利息を支払う必要はない。

#### 第590条（不可抗力）

当事者の一方が不可抗力により契約の履行が不能である場合は、不可抗力の影響に基づき、責任を一部又は全部免除する。但し、法律に別段の定めがある場合を除く。

不可抗力により契約の履行が不能である場合は、相手方に与えるおそれのある損失を軽減するために、遅滞なく相手方に通知しなければならない。かつ合理的な期間内に証明を提供しなければならない。

当事者が履行を遅滞した後に不可抗力が発生した場合は、その違約責任を免除することができない。

#### 第591条（損失拡大防止）

当事者の一方が違約した後、相手方は、適当な措置を講じて損失の拡大を防止しなければならない。適当な措置を講じずに損失が拡大した場合は、拡大した損失につき賠償を請求してはならない。

当事者が損失の拡大を防止するため支出した合理的な費用は、違約した当事者がこれを負担する。

#### 第592条（双方の契約違反）

当事者の双方がいずれも契約に違反した場合は、相応の責任を各自負担しなければならない。

当事者の一方の違約により相手方に損失を与え、相手方が損失の発生に過失がある場合は、相応の損害賠償額を減少させることができる。

#### 第593条（第三者の原因による違約）

当事者の一方は、第三者の原因により違約した場合も、法により相手方に対して違約責任を負わなければならない。当事者の一方と第三者の間の紛争は、法律の規定又は約定に従い解決する。

#### 第594条（国際物品売買契約等の訴訟時効）

国際物品売買契約紛争及び技術輸出入契約紛争により訴訟を提起し、又は仲裁を申し立てる時効期間は4年とする。